

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人福祉医療機構				
評価対象事業年度	年度評価	平成28年度（第3期）			
	中期目標期間	平成25～29年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	厚生労働大臣				
法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 石垣 健彦 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 朝川 知昭 企画課長 医政局医療経営支援課 佐藤 美幸 医療経営支援課長 大臣官房参事官（資金運用担当） 宮崎 敦文 大臣官房参事官 労働基準局労災保険業務課 相浦 亮司 労災保険業務課長		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 玉川 淳 政策評価官		
3. 評価の実施に関する事項					
4. その他評価に関する重要事項					

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
評定に至った理由		A	A	B		
2. 法人全体に対する評価						
法人全体の評価						
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項						
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評定で指摘した課題、改善事項						
その他改善事項						
主務大臣による改善命令を検討すべき事項						
4. その他事項						
監事等からの意見						
その他特記事項						

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>							
福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	S	A○	A○	A○		1－1	
福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	S	A○	B○	A○		1－2	
福祉医療貸付事業（債権管理）	S	A	B○	B○		1－3	指標設定困難
福祉医療経営指導事業	A	A○	B○	A○		1－4	
社会福祉振興助成事業	A	B	B	B		1－5	
退職手当共済事業	S	A○	A○	B○		1－6	
心身障害者扶養保険事業	A	B	B	B		1－7	
福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	A	A	B	B		1－8	
年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	A	A	B	B		1－9	指標設定困難
承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	A	B	B	B		1－10	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>							
業務・システムの効率化と情報化の推進	A	B	B	B		2－1	指標設定困難
経費の節減	A	A	B	B		2－2	
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>							
運営費交付金以外の収入の確保	A	B	B	B		3－1	指標設定困難
自己資金調達による貸付原資の確保							
不要財産の国庫納付							
<b>IV. その他の事項</b>							
効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	S	B	B	B		4－1	指標設定困難
業務管理（リスク管理）の充実	S	B	B	B		4－2	指標設定困難
人事に関する事項	A	B	B	B		4－3	

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
1－1	福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）													
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号							
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日）においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備及び地域包括ケアの推進が挙げられており、社会福祉施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。					関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度行政事業レビューシート番号 718・728							
2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	予算額（千円）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
協調融資金融機関数（計画値）	最終年度に 340機関以上	—	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上 (340機関)	57,624,268	58,695,810	56,631,833	53,671,310			
協調融資金融機関数（実績値）	—	300機関	19機関 (319機関)	9機関 (328機関)	11機関 (339機関)	10機関 (349機関)		56,267,306	55,564,450	53,036,595	49,531,304			
達成度	—	—	237.5%	112.5%	137.5%	125.0%		56,529,828	55,424,956	53,670,378	50,780,093			
貸付審査期間の短縮（計画値）	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	△1,091,873	△2,224,052	△724,007	△6,399			
貸付審査期間の短縮（実績値）	—	27.5日	28.2日	28.1日	26.1日	29.2日		8,340,682	4,266,491	7,552,262	5,981,907			
達成度	—	—	106.4%	106.8%	114.9%	102.7%		従事人員数	188.46人	190.30人	187.44人	191.43人		
資金交付の迅速化（計画値）	15営業日以内	—	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内							
資金交付の迅速化（実績値）	—	7.7営業日	7.5営業日	7.4営業日	7.5営業日	7.8営業日								
達成度	—	—	200.0%	202.7%	200.0%	192.3%								

（注）現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>第4 業務の質の向上に関する事項</b> 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 <b>1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)</b> 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するために、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	<b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> 通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 <b>1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)</b> 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するために、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 <b>(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の</b>	<b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <主な定量的指標> ① 併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大する。 ② 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が29.2日となり、中期計画を達成した。 ③ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間が7.8営業日となり、中期計画を達成した。 <その他の指標> なし <評価の観点> ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署	<主要な業務実績> ① 協調融資制度の覚書締結金融機関数については、平成27年度末339機関のところ、平成28年度末においては349機関まで拡大し、中期計画を達成した。 ② 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が29.2日となり、中期計画を達成した。 ③ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間が7.8営業日となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国が推進する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資（286件）、待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資（486件）を実施、また、社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げによる優遇融資（6件）を実施した結果、平成28年度における審査実績は1,119件252,919百万円、貸付契約額は192,746百万円、資金交付額は196,682百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創生に貢献することができた。 ○ 東日本大震災で被災した社会福祉施設等の開設者に対しては、引き続き、機構ホームページにおいて、災害復旧貸付・復興貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査（25件2,239百万円）、貸付契約（19件1,988百万円）及び資金交付（2,071百万円）にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧・復興を支援するとともに、被災した社会福祉施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換（7回）や個別融資相談（2か所3件）及び訪問相談（4件）を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。 また、平成28年熊本地震で被災した社会福祉施設等の開設者に対し、災害復旧資金の相談窓口を開設し、貸付限度額、融資率及び	評定 <評定に至った理由>	

<p>基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。</p>	<p>資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。</p>	<p>方針に基づき事業を実施する。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、お客様サービスの向上及び民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。</p>	<p>的な政策融資を実施しているか。</p>	<p>と調整のうえ策定した平成28年度融資方針に基づき実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための特別養護老人ホーム等の施設整備について、融資率の引上げ（一律 90%）等の優遇措置を実施した。（実績：286 件 159,558 百万円）</li> <li>b 待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の施設整備について、融資率の引上げ（一律 90%）等の優遇措置を実施した。（実績：486 件 41,654 百万円）</li> <li>c 都市部における介護施設の整備にあたって定期借地権を設定する場合の一時金に対する優遇融資を実施した。（実績：5 件 254 百万円）</li> <li>d 都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する融資について、従前の優遇融資の対象地域を拡充した。（実績：55 件 17,319 百万円）</li> </ul> </li> <li>○ 東日本大震災で被災した社会福祉施設等の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧・復興貸付の実施について周知するなど、円滑かつきめ細やかな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては最優先で実施することにより被災施設等の復旧・復興を支援した。</li> <li>○ 平成28年熊本地震で被災した社会福祉施設の開設者に対し、災害復旧資金の相談窓</li> </ul>	<p>償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付について機構ホームページにおいて周知したうえで、平成 28 年 6 月より更なる特例措置（融資率 100%、無利子、償還期間最長 39 年等）の取扱いを開始し、被災地域の地方公共団体や関係団体に対して周知するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査（5 件 151 百万円）、貸付契約（5 件 130 百万円）及び資金交付（103 百万円）にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧・復興を支援するとともに、被災した社会福祉施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換（9 回）及び個別融資相談（3 か所 4 件）を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、貸付業務の円滑な実施を推進するため地方公共団体や関係団体に融資制度の P R （81 回）を行うなど、制度周知を積極的に実施した。</li> <li>○ 国の福祉政策に即した施設整備に係る資金需要を踏まえ、福祉施設の整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行つた。（平成 28 年度相談実績 1,582 件）</li> <li>また、福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編のうえ、平成 28 年度から福祉医療貸付部に「N P O リソースセンター」を創設し、福祉系 N P O に対する「貸付」「助成」「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するなど、利用者サービスの向上を図った。</li> <li>これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象</li> </ul>
---	---	---	------------------------	---	---

	<p>（3）福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>（3）利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p> <p>（3）利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知や個別融資相談を実施する。</p> <p>特に、個別融資相談においては、円滑な施設運営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの融資相談等に</p>	<p>口を開設したうえで、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付について機構ホームページにおいて周知するとともに、平成28年6月より更なる特例措置（融資率100%、無利子、償還期間最長39年等）の取扱いを開始し、被災地域の地方公共団体や関係団体に対して周知するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては最優先で実施することにより被災施設等の復旧を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、被災した社会福祉施設等の開設者、地方公共団体及び関係団体と意見交換（東日本大震災7回、熊本地震9回）を実施するとともに、地方公共団体や関係団体と連携を図り、被災した社会福祉施設等の開設者に対する個別融資相談会（東日本大震災2か所3件、熊本地震3か所4件）及び訪問相談（東日本大震災4件）を実施した。</li> <li>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。       <ul style="list-style-type: none"> <li>a 機構や福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会（22回、融資相談件数54件）を実施した。また、新たに、医療貸付事業と合同で全国5ブロックで個別融資相談会（6回、融資相談件数32件）を開催し、法人経営の安定及び福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</li> <li>b 貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に出向き、融資制度のPRを行った。（実績81回）</li> <li>c 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等としたアンケート調査を実施した結果、97.5%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。</li> </ul> </li> <li>○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、受託金融機関が開催する研修会（13回）や機構が開催する受託金融機関業務研修会議（2回）において、経営サポートセンターと連携して機構が保有する社会福祉施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供するとともに、全国地方銀行協会との意見交換会に厚生労働省及び財務省をメンバーに加え、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。</li> <li>○ 併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るため、併せ貸しの利用が低調な事業については、借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内したうえ、民間金融機関（メインバンク）の支援体制の状況を確認することを徹底したほか、行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を行うなど、利用の向上に資するための取組みを実施した結果、中期計画（目標340機関）に対して平成28年度末時点で覚書締結金融機関数は349機関まで拡大し、中期計画を達成するとともに、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進した。</li> <li>○ 審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</li> <li>○ 以上のとおり、平成28年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備、待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備、耐震化整備、さらに東日本大震災及び平成28年熊本地震への対応としての災害復旧・復興支援など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な</li> </ul>
--	--	--

		<p>応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言を行う。</p>		<p>について積極的に周知を行った。</p> <p>d 福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編のうえ、平成28年度から福祉医療貸付部に「NPOリソースセンター」を創設し、福祉系NPOに対する「貸付」「助成」「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施した。</p>	<p>基盤整備を支援するなど、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し长期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の基盤整備を支援することができた。</p>
(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。	(4) 民間金融機関と協調した融資や経営診断を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。	<p>(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 受託金融機関が開催する研修会において、機構が保有する社会福祉施設に関するデータ等を提供した。(実績: 13機関)</li> <li>b 全国地方銀行協会との意見交換会について、厚生労働省及び財務省をメンバーに加え、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。(実績: 4回)</li> <li>c 機構が開催する受託金融機関業務研修会において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。(実績: 2回)</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとすること。	<p>また、併せ貸しの一層の普及を図るため、</p> <p>① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行うこと。</p>	<p>また、次の取組みを行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。</p> <p>① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、当該事業を所管する地方公共団体や関係団体等に対して、協調融資制度を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 併せ貸しの利用が進んでいない要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行っているか。</li> <li>○ 併せ貸し(協調融資)制度の充実を図り、制度の適切な運用を行うとともに、制度の対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協調融資機関数については、上記①のとおり、中期計画(目標340機関)に対して349機関まで拡大した。</li> <li>○ 児童福祉事業及び障害者福祉事業については、事業規模が比較的小さいこと、また、補助金や交付金などの補助割合が高いことなどから、併せ貸しの利用が低調であるが、更なる利用促進を図るため、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 融資相談時に事業者に対して協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関(メインバンク)の支援体制の状況を確認することを徹底した。</li> <li>b 行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、</li> </ul> </li> </ul>	

	<p>② 併せ貸し（協調融資）制度について、併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。</p>	<p>周知し、その利用を促進する。</p> <p>② 施設整備等において民間金融機関と協調した融資を推進するため、民間金融機関関係団体と協調融資制度について意見交換を実施する。</p> <p>③ 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。</p>	<p>象拡大について中期計画を達成しているか。</p>	<p>機構の融資制度及び協調融資制度について説明するとともに、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。（実績：81団体）</p> <p>c 機構が開催する行政機関担当者向け説明会や受託金融機関業務研修会議において、機構の融資制度及び協調融資制度の説明を行うなど、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るための周知・広報活動等を行った。</p> <p>d 全国地方銀行協会と、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。</p>	
(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	<p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日以内を維持する。</p>	<p>(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいものの等を除き、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</p> <p>○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> 国民のニーズと ずれている事務・ 事業や、費用に対 する効果が小さく 継続する必要性の 乏しい事務・事業 がないか等の検証 を行い、その結果 に基づき、見直し を図っているか。</li><li><input type="radio"/> 調書No.2-2（経費の節減）参照</li></ul>		
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1—2	福祉医療貸付事業（医療貸付事業）							
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第2号及び第3号		
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 超高齢化社会に直面する中、いかに医療介護サービスを持続的かつ効率的に提供していくことが課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日）においても、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、医療施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。				関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度行政事業レビュー番号 718・728		

  

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
貸付審査期間の短縮（計画値）	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	
貸付審査期間の短縮（実績値）	—	19.5日	19.4日	19.3日	19.3日	19.3日		
達成度	—	—	154.6%	155.4%	155.4%	155.4%		
資金交付の迅速化（計画値）	15営業日以内	—	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	
資金交付の迅速化（実績値）	—	8.9営業日	9.1営業日	8.7営業日	8.9営業日	8.6営業日		
達成度	—	—	164.8%	172.4%	168.5%	174.4%		

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	<主な定量的指標> ① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が 19.3 日となり、中期計画を達成した。  ② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間が 8.6 営業日となり、中期計画を達成した。	<主要な業務実績> ① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が 19.3 日となり、中期計画を達成した。  ② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間が 8.6 営業日となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して病院の耐震化整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（19件）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として病院等に対する融資率の引上げによる優遇措置（5件）を実施、また、医療機能分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（25件）及び中小規模病院に対する融資率の引上げを適用する優遇融資（23件）を実施した結果、平成28年度における審査実績は 95 件 99,118 百万円、貸付契約額は 114,632 百万円、資金交付額は 104,666 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進することができた。 さらに、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、都道府県が策定する「地域医療構想」に基づき病床転換等の取組みを行う医療機関に対し、一定期間、元金を据え置くことができる融資制度（償還期間 10 年以内、据置期間 4 年以内）を創設した。 ○ 東日本大震災で被災した医療関係施設等の開設者に対しては、引き続き、機構ホームページにおいて、災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつ細やかな対応を図り、審査（3 件 879 百万円）、貸付契約（6 件 2,460 百万円）及び資金交付（3,899 百万円）にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧・復興を支援するとともに、被災した医療関係施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換（4回）や	評定 <評定に至った理由>
(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。	<その他の指標> なし  <評価の視点> ○ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、5 病疾（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院または民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資の重点化を図るなど、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施した。	<評定と根拠> 評定：A ○ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、5 病疾（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院または民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資の重点化を図るなど、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施した。	<評定と根拠> 評定：A ○ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、5 病疾（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院または民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資の重点化を図るなど、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施した。	評定 <評定に至った理由>
(2) 政策融資の果	(2) 政策融資の果	(2) 政策融資の果	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次	<評定と根拠> 評定：A ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次	<評定と根拠> 評定：A ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次	評定 <評定に至った理由>

たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。	たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。	たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備や、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時に伴う経営悪化に対する資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。	すべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時に伴う経営悪化に対する融資について、優遇措置を講じた。	<p>a 病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備について、優遇金利を適用した。(実績:10件 19,603百万円)</p> <p>b 特定病院(規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院)について、融資限度額に特例を適用した。(実績:25件 70,492百万円)</p> <p>c 中小規模病院(200床未満の病院)の施設整備に対する融資について、通常より高い融資率(70%→90%)を適用した。(実績:23件 41,855百万円)</p> <p>d 耐震化基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、通常より高い融資率(70%→95%)を適用した。(実績:19件 50,950百万円)</p> <p>e 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための病院等の施設整備について、融資率の引上げ(一律90%)等の優遇措置を実施した。(実績:5件 11,721百万円)</p> <p>f 都道府県が策定する「地域医療構想」に基づき病床転換等の取組みを行う医療機関が、病床機能転換による収益構造の変化等に適切に対応し、引き続き安定的に事業を運営して行けるよう、一定期間、元金を据え置くことができる新たな融資制度を創設した。</p> <p>g 指定訪問看護事業について、建築資金及び機械購入資金を統合した「設置・整備資金」を設けるなど、融資メニューを見直した。</p> <p>h 都市部における介護老人保健施設の整備にあたって定期借地権を設定する場合の一時金に対する優遇融資を実施した。</p> <p>i 都市部の借地に介護老人保健施設を整備する場合の費用に対する融資について、従前の優遇融資の対象地域を拡充した。</p> <p>○ 東日本大震災で被災した医療関係施設等</p>	<p>個別融資相談会(2か所3件)及び訪問相談(1件)を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。</p> <p>また、平成28年熊本地震で被災した医療関係施設等の開設者に対し、災害復旧資金の相談窓口を開設し、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付について機構ホームページにおいて周知したうえで、平成28年6月より更なる特例措置(融資率100%、当初3年間は7.2億円まで無利子、償還期間最長39年等)の取扱いを開始し、被災地域の地方公共団体や関係団体に対して周知するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査(7件 847百万円)、貸付契約(7件 847百万円)及び資金交付(847百万円)にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧・復興を支援するとともに、被災した医療関係施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換(14回)や個別融資相談(1か所1件)及び訪問相談(3件)を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。</p> <p>○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、貸付業務の円滑な実施を推進するため地方公共団体や関係団体に融資制度のPR(70回)を行った。</p> <p>なお、介護老人保健施設の新設を予定している地方公共団体においては、事業者の円滑な資金調達及び事業計画の策定を支援する観点から、公募説明会での制度案内を行った。</p> <p>また、病院の耐震化整備をより一層促進するため、厚生労働省が全ての病院に対して実施した耐震化の状況調査票に、耐震化整備融資制度の案内を添付した。</p> <p>上記の取組みにより、制度周知を積極的に実施した。</p> <p>○ 施設整備等を予定している医療法人等を</p>
特に、東日本	特に、東日本	特に、東日本	特に、東日本大	○ 東日本大震災で被災した医療関係施設等	○ 施設整備等を予定している医療法人等を

<p>大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。</p>	<p>大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施する。</p>	<p>大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。</p>	<p>震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施しているか。</p>	<p>の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑かつきめ細かな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては、最優先で実施することにより被災施設等の復旧・復興を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年熊本地震で被災した医療関係施設等の開設者に対し、災害復旧資金の相談窓口を開設したうえで、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付について機構ホームページにおいて周知するとともに、平成28年6月より更なる特例措置（融資率100%、当初3年間は7.2億円まで無利子、償還期間最長39年等）の取扱いを開始し、被災地域の地方公共団体や関係団体に対して周知するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては最優先で実施することにより被災施設等の復旧を支援した。</li> <li>○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、被災した医療関係施設等の開設者、地方公共団体及び関係団体と意見交換（東日本大震災4回、熊本地震14回）を実施するとともに、地方公共団体や関係団体と連携を図り、被災した医療関係施設等の開設者に対する個別融資相談会（東日本大震災2か所3件、熊本地震1か所1件）及び訪問相談（東日本大震災1件、熊本地震3件）を実施した。</li> <li>○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、政令により激甚災害の適用を受ける地域において被害を受けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた。</li> <li>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の</li> </ul>	<p>対象とした融資相談会を全国11ブロックで計25回開催、機構主催の経営セミナーにおいて個別融資相談（21件）及び訪問相談（26件）を実施し法人経営の安定及び医療サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</p> <p>また、指定訪問看護事業について、建築資金及び機械購入資金を統合した「設置・整備資金」を設けるなど、利用者サービスの向上を図った。</p> <p>これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、97.1%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、受託金融機関が開催する研修会（11回）や機構が開催する受託金融機関業務研修会議（2回）において、経営サポートセンターと連携して機構が保有する医療関係施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供するとともに、全国地方銀行協会との意見交換会に厚生労働省及び財務省をメンバーに加え、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。</li> <li>○ 審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</li> <li>○ 以上のとおり、平成28年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、医療関係施設の耐震化整備、医療機能分化等を推進する施設整備、東日本大震災及び平成28年熊本地震への対応としての災害復旧支援など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援するなど、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等によ</li> </ul>
(3) 医療サービス	(3) 利用者サービ	(3) 利用者サービ	○ 利用者サービス	○ 利用者サービスの向上を図るため、次の	

	<p>を安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>スの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p> <p>特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p>	<p>スの向上を図るため、手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知や融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。</p> <p>特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p>	<p>の向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。</p> <p>取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 機構や医療関係団体が開催するセミナー等において個別融資相談会（9回、融資相談件数21件）を実施したほか、訪問相談（26件）を実施した。また、全国11ブロックで個別融資相談会（25回、融資相談件数86件）を開催するとともに、法人経営の安定及び医療サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</li> <li>b 貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に出向き、融資制度のPR（実績70回）を行った。なお、介護老人保健施設の新設を予定している地方公共団体においては、事業者の円滑な資金調達及び事業計画の策定を支援する観点から、公募説明会での制度案内を行った。</li> <li>c 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</li> <li>d 指定訪問看護事業について、建築資金及び機械購入資金を統合した「設置・整備資金」に見直しを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院の耐震化整備をより一層促進するため、厚生労働省が全ての病院に対して実施した耐震化の状況調査票に、耐震化整備融資制度の案内を添付し、制度周知を図った。</li> <li>○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 受託金融機関が開催する研修会において、機構が保有する医療関係施設に関するデータ等を提供した。（実績：11機関）</li> <li>b 全国地方銀行協会との意見交換会について、厚生労働省及び財務省をメンバー</li> </ul> </li> </ul>	<p>り、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における医療関係施設の基盤整備を支援することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。	(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。	(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 受託金融機関が開催する研修会において、機構が保有する医療関係施設に関するデータ等を提供した。（実績：11機関）</li> <li>b 全国地方銀行協会との意見交換会について、厚生労働省及び財務省をメンバー</li> </ul> </li> </ul>	

	<p>データ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。</p> <p>また、次の取組みを行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。</p> <p>① 施設整備等において民間金融機関と協調した融資を推進するため、民間金融機関関係団体と協調融資制度について意見交換を実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。</p>	<p>に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。</p>	<p>に加え、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。(実績：4回)</p> <p>c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。(実績：2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 併せ貸しの一層の普及を図るため、次の取組みを行った。           <ul style="list-style-type: none"> <li>a 融資相談時に事業者に対して協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）の支援体制の状況を確認することを徹底した。</li> <li>b 行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度について説明するとともに、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。(実績：70団体)</li> <li>c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、機構の融資制度及び協調融資制度の説明を行うなど、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るための周知・広報活動等を行った。</li> <li>d 全国地方銀行協会と、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。</li> </ul> </li> </ul>	<p>(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、</p> <p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知</p> <p>(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め</p>	<p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成している</p> <p>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</p>
--	--	--	--	---	--

	<p>病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p> <p>知までの平均処理期間 30 日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間 15 営業日を維持する。</p>	<p>め、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいものの等を除き、中期計画を達成しているか。</li> <li>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</li> <li>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</li> </ul>		
--	--	-------------------------	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－3	福祉医療貸付事業（債権管理）				
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築・維持することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日）においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、貸付債権を適正に管理しつつ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図るため、経営の効率化や安定化に向けた支援を実施する本事業は重要度が高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度行政事業レビューシート番号 718・728

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
リスク管理債権比率	—	2.86%	—	—	—	—	—	予算額（千円）	—	—	—	—	—
リスク管理債権比率（実績値）	—	—	2.40%	2.13%	2.17%	2.30%	—	決算額（千円）	—	—	—	—	—
達成度	—	—	119.2%	134.3%	131.8%	124.3%	—	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数	—	—	—	—	—

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点>	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B ○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、介護報酬及び診療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続いているが、このような厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつ細かな対応を行うとともに、地域の社会福祉施設及び医療施設の維持・存続を図ることが機関の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援することができた。 ○ 平成 28 年度末におけるリスク管理債権比率については 2.30%（対前中期目標期間最終年度実績（2.86%）比 80.4%）となり、熊本地震に係る返済猶予の影響もあって平成 27 年度よりも若干上昇したが、引き続き、低い水準を維持することができた。 この主な要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、また、経営サポートセンターと連携し、改善計画（アクションプラン）の策定が困難な貸付先に対する「再建計画作成支援ツール」を見直し、施設開設間もないイエローゾーン先等に対し、同ツールを活用した経営改善支援等を実施したことなどが挙げられる。 また、貸付先の平成 27 年度決算に基づきイエローゾーン先の抽出を行ったうえで、実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行ったほか、新たに 3 か年の経年分析を実施し、それぞれの結果を役員及び貸付関係部へフィードバックした。 さらに、延滞を繰り返している先（短期延滞先）に対してフォローアップ調査等を実施し、各種支援を行うなど、債権悪化の未然防止に向けた取組みを実践したほか、平成 27	評定 <評定に至った理由>
(1) 貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。	(1) 貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。	(1) 貸付債権の適正な管理 ① 審査基準の統一、自己査定の精緻化を推進するため、内部プロセス等について分析・検討を行うとともに、必要に応じて、債権区分別の管理を高度化するため、将来的な信用格付けの導入の是非を検討す	○ 繼続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施しているか。  ○ 信用リスク等管理の高度化を図る観点から、実態査定先及び簡易査定先について、より債務者の実態を踏まえた債務者区分となるよう、自己査定マニュアル等規程を改正するとともに、改正内容に基づいた自己査定を実施した。 ○ 大口貸付先について、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等について把握するため、顧客業務部、経営サポートセンター及び福祉医療貸付部が連携しつつ、機構の理事長等が当該貸付先の経営層に対しヒアリングを実施した。 (実績：延べ 47 回 30 貸付先) ○ 正常先・その他要注意先の管理の高度化等を図るために、次の取組みを行った。			

		<p>るためには必要な事項を抽出し、課題の整理を行う。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の貸付債権について、大口貸付先など継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を引き続き実施するとともに、債権区別に適切な管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正常先・その他要注意先に対する実地調査先選定の適切性、経営支援の有効性の継続的な評価・確認を行うため、アドバイザリーの監査法人の協力を得て、影響のある指標を抽出等するための取組みを開始した。</li> <li>今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先（以下「イエローブーン先」という。）の抽出基準の見直しについて、アドバイザリーの監査法人の協力を得て、抽出基準の見直し及び高度化の取組みを開始した。</li> <li>業況注視先の管理については、関係部署と協議のうえ、横断的管理等、管理办法の見直しを実施するとともに、信用リスク等管理状況報告会（平成28年9月に「信用リスク分科会」に改組）において全対象先の状況報告を行い、今後も定期的に報告を実施する体制を整備した。</li> </ul> <p>また、貸付部門との共通管理が必要となることから、業務フローを明確にするとともに、管理運用の標準化を図るため、新たに業務手順マニュアルを策定し、運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営サポートセンターと連携して平成27年度決算に基づく事業報告書を徴求し、イエローブーン先の抽出結果及び事例を信用リスク分科会において報告するとともに、貸付関係部へフィードバック（4回）した。</li> </ul> <p>また、抽出したイエローブーン先に係る業況悪化の要因分析を行ったうえで、その分析結果及び実地調査内容等を取りまとめ、平成29年3月の信用リスク分科会において最終報告を行うとともに、貸付関係部にフィードバックした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の経営の健全性に大きな影響を及ぼす可能性のある貸付先（特殊債権に係る貸付金及びこれに準ずる貸付金を有する貸付先を除く）に対し、貸付先の状況に応じた一体的かつ効率的な管理を推進するため、個社別に管理する貸付先の基準及びその管</li> </ul>	<p>年度の短期延滞先の傾向等について信用リスク分科会に報告のうえ貸付関係部へフィードバックしたことなどの効果が現れたことも要因として挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正常先・その他要注意先の管理の高度化等を図る取組みとして、該当する貸付先に対する期中管理の充実を図るため、イエローブーン先の抽出基準の見直し及び高度化の取組みを開始し、業況注視先の管理について、関係部署との横断的管理運用の標準化を図るため、新たに業務手順マニュアルを策定したうえで、定期的に信用リスク分科会へ対象先の状況報告を行う体制を整備したほか、大口貸付先の管理を改め、機構の経営の健全性に大きな影響を及ぼす可能性のある貸付先について、一体的かつ効率的な管理を推進するため、個社別に管理する貸付先の基準及びその管理方法を定め、該当貸付先の個社管理を開始し、信用リスク分科会へ報告を行った。</li> <li>東日本大震災で被災した貸付先については、現在、元利金の返済を最長5.5年間猶予する措置を講じているところであるが、平成28年度で猶予期間が満了となることから、平成28年度当初における当該返済猶予中の貸付先13法人に対し個別ヒアリングを実施し、返済再開が可能となった貸付先について貸付条件の変更措置を講じるなど、積極的な支援策を行い、結果、猶予措置期間内で全ての貸付けについて返済を再開させる等の対応が完了した。</li> <li>平成28年熊本地震で被災した貸付先については、現在、元利金の返済を最長3.5年間猶予する措置を講じ、熊本県下の339貸付先に対し、返済猶予実施について希望調査を行い、返済猶予を希望した19貸付先については、返済猶予期間の延長等必要な措置を講じ、被災した社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援するために取り組んでいるところである。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p>
--	--	---	---	--

				<p>理方法を定めたうえで、該当貸付先の個社管理を開始し、信用リスク分科会において貸付残高50億円超の貸付先に係る決算状況等について取りまとめ報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</li> </ul> <p>③ 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先について、平成28年度には返済猶予期間が満了することから、貸付先の状況についてフォローアップを行うとともに、必要に応じ、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。</p>	<p>特になし。</p>
(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経	(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経	(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 金融機関と	○ リスク管理債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的かつ効果的にガバナンスが発揮で</li> </ul>	

	<p>當指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むこと。</p> <p>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。</p>	<p>當指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。</p> <p>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。</p>	<p>しての健全性を確保する観点から、信用リスク管理態勢の強化を図るため、次の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繼続的な貸出ポートフォリオのモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析、今後リスク管理債権化する恐れのある債権とリスク管理債権の関連性等の検証を行い、必要に応じて分析結果を貸付関係部にフィードバックする。</li> <li>・ 信用リスク計量化の導入の是非を検討するため必要な事項を抽出し、課題の整理を行う。</li> </ul> <p>② 今後リスク管理債権化する恐れのある債権については、毎年度定期的なモニタ</p>	<p>の発生要因別分析等を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図っていいるか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取組んでいるか。</p>	<p>きる態勢を構築する観点から、ガバナンス委員会における審議機能の一部を移転し、福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に特化した審議等を行うことを目的として信用リスク分科会を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸出条件緩和債権の管理について、より一層の経営支援機能を発揮する観点から、条件変更後 3 年以上を経過して経営改善が図られていない貸付先を抽出し、施設別等に区分して原因分析を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告した。</li> <li>○ 破綻懸念先の管理について、期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下（貸付残高 100 百万円以上）貸付先の実地調査状況一覧を作成し、信用リスク分科会に報告した。</li> <li>○ 信用リスク計量化の導入の是非を検討するため、アドバイザリーの監査法人と協力し、リスク指標の計測に必要な機構保有データと集計方法について確認を行った。</li> </ul> <p>○ 新規にリスク管理債権化した案件について毎月リスト化し、役職員で情報を共有化するため信用リスク分科会において定期的に報告する体制を整備するとともに、3 か月毎に全件リスト化し期中管理の状況を同分科会に報告した。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

		<p>リングの実施、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行うとともに、福祉医療貸付事業等との連携強化により債権悪化の未然防止に取組む。</p>	<p>また、要管理先以下の案件（貸付残高 720 百万円超）についても処理状況リストを作成し、期中管理の状況を同分科会に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスク管理債権に関する未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収業務担当部署において、短期延滞先に係る傾向調査を実施するとともに、貸付先の経営状況の変化を早期に察知し、債権悪化の未然防止に資するため、信用リスク分科会において役員及び貸付関係部へフィードバックを行い、貸付先の危険情報の共有化を図った。</li> <li>○ イエローゾーン先として継続的にフォローを実施している貸付先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、面談等（延べ 77 回 56 貸付先）を実施するとともに、金融支援を必要とする貸付先に対しても面談等（延べ 225 件）を実施し、必要に応じて施設経営に関する支援を講じるなど、債権悪化の未然防止を図った。</li> <li>○ 改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「再建計画作成支援ツール」について、問題点の把握がより容易となるよう項目の追加・整理をするなどの見直しを行い、21 貸付先に対して経営改善に向けた取組みを実施した。</li> </ul>	
(3) 経営が悪化した貸付先等への対応	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域において、地域にお</li> </ul>	
① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域にお	① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域にお	① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後（平成 24 年度末）においても引き続き対応方針を変えることなく適正に対応した。（実績：142 貸付先 249 資金）</li> </ul>	

<p>における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援すること。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p>	<p>ける民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p>ける民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p>當を支援しているか。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i ) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii ) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。</p> <p>○ 案件の内容に応じて必要な法的措置を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 実質破綻案件（3 貸付先）について、競売の配当により回収。（実績：53 百万円）</li> <li>b 破綻案件（2 貸付先）について、別除権弁済交渉等により早期回収。（実績：581 百万円）</li> <li>c 破綻懸念案件（2 貸付先）について、弁済交渉等により回収。（実績：1,793 百万円）</li> </ul> <p>○ 債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等により、回収金等の管理を実施している。</p> <p>○ 医療施設においては医師及び看護師等の不足、また、社会福祉施設においては介護職員の不足等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権を発生させている主な要因であると考えられることから、未然防止策として、顧客業務部と経営サポートセンターが連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問することにより、経営指標等をもとに改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じた。</p> <p>また、リスク管理債権に係る情報について</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>では、毎月のガバナンス委員会等で役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めた。</p> <p>○ 貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援した。</p> <p>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</p>	
--	--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－4	福祉医療経営指導事業				
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日)においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。こうした課題に対応していくためには、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進する必要があり、福祉医療機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営診断を実施する本事業は重要度が高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度行政事業レビューシート番号728

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 セミナーあたり受講者数（計画値）	180人以上	—	180人以上	180人以上	180人以上	180人以上	180人以上			—	—	—	—	—
1 セミナーあたり受講者数（実績値）	—	231.8人	238.1人	221.7人	223.3人	224.1人				—	—	—	—	—
達成度	—	—	132.3%	123.2%	124.1%	124.5%				—	—	—	—	—
セミナー有用度（計画値）	平均80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上			—	—	—	—	—
セミナー有用度（実績値）	—	96.7%	98.5%	96.9%	97.1%	98.1%				—	—	—	—	—
達成度	—	—	123.1%	121.1%	121.4%	122.6%				—	—	—	—	—
個別経営診断件数（計画値）	延べ1,400件以上	—	280件以上	280件以上	280件以上	280件以上	280件以上(1,400件)							
個別経営診断件数（実績値）	—	延べ4,658件	364件(364件)	353件(717件)	309件(1,026件)	337件(1,363件)								
達成度	—	—	130.0%	126.1%	110.4%	120.4%								

個別経営診断有用度（計画値）	平均 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
個別経営診断有用度（実績値）	—	95.8%	97.3%	96.9%	95.1%	96.4%								
達成度	—	—	121.6%	121.1%	118.9%	120.5%								
個別経営診断の処理日数（計画値）	50 日以内	—	50 日以内											
個別経営診断の処理日数（実績値）	—	34.7 日	31.4 日	28.3 日	25.8 日	25.6 日								
達成度	—	—	159.2%	176.7%	193.8%	195.3%								

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>4 福祉医療経営指導事業</b> 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	<b>4 福祉医療経営指導事業</b> 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<b>4 福祉医療経営指導事業</b> 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① 中期目標期間における 1 セミナーあたりの平均受講者数を 180 人以上とする。 ② 受講者にとっての有用度を平均 80 %以上とする。 ③ 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ 1,400 件以上の診断を実施する。 ④ 個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均 80 %以上とする。 ⑤ 経営分析診断に	<主要な業務実績> ① 政策動向等を踏まえたテーマの設定や積極的な PR 活動を実施するとともに、受講希望者の受講機会の確保に努めた結果、1 セミナーあたりの平均受講者数は 224.1 人となり、中期計画を達成した。 ② セミナーの内容については、民間と競合することのないよう、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義を設けて機構の独自性を発揮するとともに、社会福祉法人制度改革に伴う法人経営等に係る講義、平成 27 年度介護報酬改定や平成 28 年度診療報酬改定を踏まえた施設経営に係る講義、また、地域包括ケアシステムや地域医療構想（ビジョン）など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行った結果、有用度は平均 98.1% となり、中期計画を達成した。 ③ 積極的な PR 活動などを行ったことにより、個別経営診断における延べ診断件数は 337 件となり、年度計画を達成した。 ④ 施設単位に加え法人単位の分析機能を備えた簡易経営診断やオーダーメイドのコンサルティングである個別支援プログラムへの重点的な取り組み等、顧客ニーズに対応した個別経営診断の提供により、有用度は平均 96.4% となり、中期計画を達成した。 ⑤ 利用者の利便性向上のため、業務の効率	<評定と根拠> 評定 : A ○ 集団経営指導（セミナー）については、政策動向等を踏まえたテーマの設定や積極的な PR 活動を実施するとともに、受講希望者の受講機会の確保に努めた結果、1 セミナーあたりの平均受講者数は 224.1 人と中期計画の目標値（180 人以上）を大きく上回る実績をあげることができた。セミナーの内容については、民間と競合することのないよう、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義を行うとともに、社会福祉法人制度改革、地域包括ケアシステム、地域医療構想（ビジョン）など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行った結果、有用度は平均 98.1% と中期計画の目標値を大きく上回り、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。 ○ 民間金融機関への経営指導等の研修会、地方公共団体及び社会福祉協議会等へ講師を派遣するとともに、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会への情報提供を行うなど民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及に取り組んだ。 ○ 社会福祉法人及び医療法人等の経営者を支援するため、施設の経営状況や介護報酬改定等の影響に係るリサーチレポートを作成し（計 18 回）、プレスリリースするとともに、機構ホームページに公表したところ、マスコミに記事として 81 回引用されており、関係者から一定の評価を得ることができた。 また、東京都より、都内の各施設・居宅系サービス事業所の利用状況、職員状況、施設整備状況等についての調査及び財務分析等を行った「施設・居宅系サービス事業者運営状況	評定 <評定に至った理由>

			<p>については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。</li> </ul>	<p>化に取り組んだ結果、経営分析診断の平均処理期間は25.6日となり、中期計画を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</li> </ul>	<p>調査」を受託し、東京都のデータと機構独自データをもとに報告書をとりまとめることにより地方公共団体への支援を積極的に行つた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別経営診断については、経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラム及び個別支援プログラムの3つのメニューを提供し、特に、個別支援プログラムとして、中期計画策定支援、人事制度改正支援、障害者事業における財務データに基づく経営診断、精神科病院の収益回復などのコンサルティング(9回)を実施し、より積極的な経営改善支援を実施した。</li> </ul> <p>また、コンサルティング及びリサーチ業務から得られた知見を公表するため、社会福祉法人経営者等を対象とした実績報告会を開催した。</p> <p>これらの取組みにより個別経営診断の延べ診断件数は337件となり、平成27年度計画の数値目標(280件以上)を大きく上回るとともに、個別経営診断の利用者にとっての有用度も平均96.4%となり、中期計画の目標値(80%以上)を大きく上回り、施設の健全経営を支援することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以上のとおり、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を広く提供するとともに、民間金融機関等への経営指導のノウハウ普及に積極的に取り組んだほか、法人の個別のニーズに対応したコンサルティングを実施するなど、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>
(1) 集団経営指導(セミナー)については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。	(1) 集団経営指導(セミナー)については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。	(1) 集団経営指導(セミナー)については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。	<p>(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとって</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。</li> <li>○ セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ セミナーについては、民間と競合するとのないよう、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例に関する講義を行うなど、機構の独自性を発揮した。</li> </ul> <p>また、社会福祉法人制度改革に伴う法人経営等に係る講義、平成27年度介護報酬改定や平成28年度診療報酬改定を踏まえた施設経営に係る講義、地域包括ケアシステムや地域医療構想(ビジョン)など地域における施設経営に焦点を当てた講義を追加するなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等に努めることにより、受講者に有用</p>

(2) 施設経営者等 が施設の経営状	の有用度を平均 80%以上とす る。	の有用度を平均 80%以上とす る。  また、社会福 祉法人の制度改 正を踏まえ、社 会福祉法人の經 営改革に資する ためのセミナー を開催する。	な講義となるよう内容の充実を図った。 ○ 社会福祉法の改正に伴い情報公開の範囲 が拡大されたことなどを踏まえ、社会福祉 法人の会計実務を支援するために、「社会福 祉法人会計セミナー」を新たに開催した。	
(3) 顧客等のニー ズを踏まえ施設	また、機構が 有する病院等の 経営指導のノウ ハウについては、 民間金融機関等 へ普及を行うこ と。	また、機構が 有する病院等の 経営ノウハウを 民間金融機関等 に普及するため、 民間金融機関向 けセミナー等を 開催する。	○ 機構が有する病 院等の経営ノウハウ を民間金融機関 等に普及するた め、民間金融機 関向けセミナー 等を開催する。	<p>○ 民間金融機関等への経営指導ノウハウの 普及における具体的な取組み等を次のとお り実施した。</p> <p>a 民間金融機関に対する経営指導等の研 修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間金融機関に職員を派遣し、福祉 施設や病院の最近の経営動向を含めた 医療・福祉制度及び政策動向等に関する 講義を行った。(実績: 2 機関 80 名)</li> <li>・ 受託金融機関業務研修会議等におい て、機構によるリサーチ結果に基づき、 病院・医療経営指導等のノウハウの普 及を行うための講演を行った。(実績: 計 2 回 136 機関 146 名)</li> <li>・ 福祉医療分野に係る民間金融機関か らのデータ提供依頼、疑義照会などに 対応した。(実績: 3 機関)</li> </ul> <p>b 外部講演等講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会等に職員を派遣し、 社会福祉法人制度に関する動向や經 営・会計等に関する講義を行った。(実 績: 社会福祉協議会 31 回、その他民間 団体 25 回、計 56 回)</li> </ul> <p>c ニーズ調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間金融機関向けの講義資料に反映 するため、民間金融機関におけるニー ズを把握するためのヒアリングを実施 した。(実績: 2 機関)</li> </ul> <p>○ 社会福祉法人や医療法人等の経営者を支 援するため、特別養護老人ホームや病院な</p>

<p>況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。</p>	<p>経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、福祉医療分野における最新の政策動向等を踏まえた調査を実施し、リサーチレポートとして公表するとともに、社会福祉法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人動向調査を実施する。</p> <p>また、経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラム、個別支援プログラムの診断手法によりコンサルティングを実施する。</p>	<p>を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。</p>	<p>どの経営状況や平成27年度介護報酬改定等の影響に係るリサーチレポートを作成（18回）し、プレスリリースするとともに、機構ホームページにおいて公表した。なお、当該レポート内容については、マスコミに81回記事として引用された。</p> <p>また、社会福祉法人や医療法人等福祉医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体において執筆した。（実績：雑誌4回、書籍1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法人の課題や経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査を実施した。（実績：4回、調査対象403法人）なお、当該動向調査についてはマスコミに11回記事として引用された。</li> <li>○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）サービスをWAM NET基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。（対象施設及び利用件数：特別養護老人ホーム532件、ケアハウス111件、保育所347件、病院167件、介護老人保健施設114件、合計1,271件）</li> <li>○ コンサルティング及びリサーチ業務から得られた知見を公表するため、社会福祉法人経営者等を対象とした実績報告会を新たに開催した。（参加者数70名）</li> <li>○ 法人の多様なニーズに応えるため、個別支援プログラムとして、中期計画策定、人事制度改革、障害者事業における財務データに基づく経営診断、精神科病院の収益回復などのコンサルティングを実施した。（実績：9回）</li> <li>○ 上記③のとおり、年度計画を達成した。</li> </ul>
<p>（4）個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、</p>	<p>（4）個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、</p>	<p>○ 個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成しているか。</p>		

		<p>経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断件数の実施に努める。</p> <p>また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p>	<p>経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。</p> <p>また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。</li> <li><input type="radio"/> 東京都より「施設・居宅系サービス事業者運営状況調査」を受託し、都内の各施設・居宅系サービス事業所の利用状況、職員状況及び施設整備状況等についての調査並びに財務分析等を行い、東京都のデータと機構独自データをもとに報告書をとりまとめた。</li> <li><input type="radio"/> 上記④のとおり、中期計画を達成した。</li> <li><input type="radio"/> 上記⑤のとおり、中期計画を達成した。</li> <li><input type="radio"/> 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。</li> </ul>
		<p>(3) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>(6) 集団経営支援及び個別経営診断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。</li> </ul>

	当額を上回る自己収入を確保する。	を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民のニーズと ずれている事務・ 事業や、費用に対 する効果が小さく 継続する必要性の 乏しい事務・事業 がないか等の検証 を行い、その結果 に基づき、見直し を図っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>		
--	------------------	--------	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
1—5	社会福祉振興助成事業													
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号							
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度行政事業レビュー番号 723・728							
2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	予算額（千円）	25年度					
NPO 等への助成 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	—	—					
NPO 等への助成 (実績値)	—	85.8%	81.8%	82.4%	82.0%	85.2%	—	—	—					
達成度	—	—	102.3%	103.0%	102.5%	106.1%	—	—	—					
平均処理期間 (計画値)	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	経常費用（千円）	—					
平均処理期間 (実績値)	—	29.2日	27.1日	24.2日	18.3日	22.1日	—	経常利益（千円）	—					
達成度	—	—	110.7%	124.0%	163.9%	135.7%	—	行政サービス実施コスト（千円）	—					
助成事業の新たな連携（計画値）	85%以上	—	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	従事人員数	—					
助成事業の新たな連携（実績値）	—	92.3%	96.1%	94.1%	94.5%	96.0%	—	—	—					
達成度	—	—	113.1%	110.7%	111.2%	112.9%	—	—	—					
助成事業の利用者満足度（計画値）	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	—	—					
助成事業の利用者満足度（実績値）	—	94.0%	95.5%	94.9%	92.2%	95.6%	—	—	—					
達成度	—	—	119.4%	118.6%	115.3%	119.5%	—	—	—					

参加者満足度 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
参加者満足度 (実績値)	—	97.0%	95.9%	96.8%	98.6%	92.6%								
達成度	—	—	119.9%	121.0%	123.3%	115.8%								

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① 特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 ② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ③ 助成先団体のうち、85%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得ており、中期計画を達成する。 ④ 助成事業が対象とした利用者のうち、80%以上の利用者から満足しているとの回答を得る。 ⑤ 助成事業報告会参加者のうち、80%以上の参加者から満足しているとの回答を得る。 <その他の指標>	<主要な業務実績> ① 平成28年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人及び非営利の任意団体が行う事業に対する助成割合については85.2%となり、中期計画を達成した。 ② 平成28年度分助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は22.1日となり、中期計画の目標値を上回る実績を上げることができた。 ③ 平成28年度分助成事業の助成先団体による自己評価（125事業）のうち、96.0%以上（120事業）の助成先団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得ており、中期計画を達成した。 ④ 平成28年度分助成事業の助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、95.6%の利用者から「満足した」との回答を得ており、中期計画を達成した。 ⑤ 助成事業報告会の参加者に対してアンケート調査を実施した結果、92.6%の回答者から「良かった」との回答を得ており、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：B ○ 平成28年度分助成事業については、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定し、128事業 623百万円の事業を採択した。 なお、平成28年度分助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は22.1日となり、中期計画の目標値を上回る実績を上げることができた。 ○ 平成29年度分助成事業については、利用者の一層の利便性向上のため、国と協議のうえ、募集時期を約3か月前倒しし平成28年度内に募集を開始した結果、助成先団体が平成29年度当初から資金繰りの懸念なく事業を実施できることとなった。なお、募集にあたっては、国の施策により一層連携を図るため、「ニッポン一億総活躍プラン」の各項目に合わせた助成テーマに改めるなど、助成事業全体の見直しを行うとともに、通常の募集要領に加え、過去の優良事例に基づき全国的に普及させたい事業を新たに「モデル事業」として、別途募集した。 その結果、平成29年度分助成事業として、平成29年3月に150事業 607百万円の事業を採択した。 ○ 平成28年度分及び平成29年度分助成事業の選定にあたっては、NPO等が行う活動の立ち上げ支援や複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業を支援しているが、特に平成29年度分助成事業の選定にあたっては、事業の継続性や将来の発展性など選定基準をより明確化するとともに、固定化を回避するため、助成対象期間を原則3年に限定することとした。 ○ 採択された事業のうち、特定非営利活動法人及び非営利の任意団体が行う事業に対す	評定 <評定に至った理由>

	(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表すること。	(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表すること。	なし  <評価の視点> ○ 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表しているか。	<p>○ 平成28年度分助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、平成26年度分助成事業の事後評価結果及び平成27年度分助成事業の実施状況を踏まえ、国と協議のうえ「平成28年度社会福祉振興助成事業の重点方針」及び「平成28年度社会福祉振興助成事業募集要領」に明記し公表するなど、広く周知したうえで実施した。</p> <p>○ 平成29年度分助成事業の募集にあたっては、国の「ニッポン一億総活躍プラン」を後押しするため、助成テーマを大幅に改編するなど助成事業全体を見直したうえで、従前の重点方針に代わり、新たに「平成29年度社会福祉振興助成事業の基本方針」を策定するとともに、当該基本方針に基づく「平成29年度社会福祉振興助成事業募集要領」を平成29年1月に公表した。</p> <p>また、過去の優良事例を参考にして全国的に普及させるモデル事業という新たな仕組みを構築し、「平成29年度社会福祉振興助成事業募集要領（モデル事業）」を平成29年1月に公表した。</p> <p>さらに、利用者の一層の利便性向上を図るため、平成29年度分助成事業については、国と調整のうえ、募集時期を約3か月前倒しした結果、平成28年度内に募集から採択までが可能となり、助成先団体が平成29年度当初から資金繰りの懸念なく事業を実施できることとなった。</p>	<p>る助成割合は85.2%となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年度分助成事業の助成先団体に対し、円滑な事業実施を支援するため、進捗状況の確認調査を実施し、特に必要な場合は別途訪問のうえ、課題等を解決するための相談、助言を行うとともに、助成金の不正受給等を防止するため、新たに「助成金支出管理システム」を試行的に導入するなど、助成先団体のガバナンス強化に取り組んだ。</li> <li>○ 平成27年度分助成事業の事後評価については、委員会において社会福祉振興助成事業の評価方針を策定し、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価を行った事業については、評価を担当した委員または機構事務局の所見や意見を付したうえで、助成先団体に対してフィードバックし、今後の事業内容の充実や団体運営の発展に寄与するための取り組みを行うとともに、これらの結果を平成29年度助成事業の募集要領等に反映させた。</li> <li>○ 以上のとおり、当該事業内においてPDC Aサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、助成事業の成果（効果）については、平成28年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち96.0%あったとの回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。</li> <li>また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、95.6%の利用者から「満足した」との回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができた。</li> <li>さらに、事業効果の高い優れた助成事業の成果やその活動ノウハウなどの周知等を図るため、「WAM 助成セミナー」を全国4か所で4回開催し、参加者に対するアンケート調</li> </ul>
	(2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定について、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。	(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」と	(2) 助成事業の選定については、毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。	<p>○ 平成28年度分助成事業の選定にあたっては、審査・評価委員会において策定した「平成28年度社会福祉振興助成事業の選定方針」を公表したうえで、当該選定方針に基づき、同委員会において128事業623百万円の事業を採択した。</p> <p>○ 平成29年度助成事業の選定についても、「平成29年度社会福祉振興助成事業の選</p>	

<p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。</p> <p>また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p>	<p>いう。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。</p> <p>なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、特定の団体に対する継続的な助成を回避する観点から、固定化回避の取組みの更なる強化に努める。</p>	<p>定方針」を策定・公表したうえで、当該選定方針に基づき、同委員会において 150 事業 607 百万円の事業を採択した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。</li> <li>○ 固定化回避の取組みについて、平成 28 年度分助成事業の選定においては、過去 5 年間に 2 回以上助成を受けた団体について審査時の減点を実施し、平成 29 年度分助成事業の選定においては、助成対象期間を原則 3 年に限定することにより、固定化回避をより一層強化した。</li> <li>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</li> </ul>	<p>査を実施した結果、92.6%の回答者から「良かった」との回答を得ることができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
	<p>(3) 全助成件数の 80 %以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p>	<p>(3) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の 80 %以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。</li> </ul>	
	<p>(4) 助成交付申請の受理から交付</p>	<p>(4) 平成 28 年度分の「助成金申</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成金の申請の受理から助成決定</li> <li>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</li> </ul>	

		<p>決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>(3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。</p> <p>また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。</p>	<p>「請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>(5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。</p> <p>また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。</p>	<p>までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>(5) 審査・評価委員会において、平成28年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。</p> <p>また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成29年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査・評価委員会において評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。</li> </ul> <p>○ 事後評価結果について、選定方針の改正等に適正に反映しているか。</p>	<p>○ 平成27年度分助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、機構ホームページに公表したうえで、当該評価方針に基づき、全ての助成先団体（164事業）について自己評価を行わせたのち、重点助成分野等の事業を対象としたヒアリング評価50事業（審査・評価委員会委員による評価：25事業、機構事務局による評価：25事業）及び機構事務局による書面評価114事業を実施した。</p> <p>また、平成26年度助成事業における事業の波及効果やモデル化・制度化に繋がった事業成果を把握するため、事業の継続状況などについてフォローアップ調査を実施し、機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 事後評価結果を踏まえ、平成29年度分助成事業の助成対象テーマ等の見直しについて国に提案するとともに、全国に普及すべき取組みについてはモデル事業として新たに募集を行うこととした。また、特に優れた助成事業及び他の取り組みの参考となるような事例については機構ホームページで公表した。</p> <p>なお、平成28年度に実施した事後評価に係る「社会福祉振興助成事業 事業評価報告書」については、活動現場においてより活用しやすくなるよう、事業者が必要とする情報にポイントを絞った内容に再編するなどの見直しを実施したうえで、機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 事後評価結果を基に、「NPOの民間活動に役立つヒント集」を新たに作成し、これまでの事後評価により集積された民間福祉</p>	
--	--	--	---	--	---	--	--

				<p>活動や団体運営のために必要なポイントやファンドレイジングなどに役立つノウハウを冊子にまとめ、広く配布するとともに機構ホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努めているか。</li> </ul> <p>また、先進的な取組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。</p>	
(4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。  なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。  また、先進的な取組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。	(7) 助成金の不正受給、不正使用を防ぐため、全助成先を対象に進捗状況を調査し、課題を抱えている団体につ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成事業メールマガジン「WAM助成通信」を活用して、助成先団体等に対して、助成事業に関する情報をはじめ、活動に役立つ情報やノウハウ等の各種情報を提供した。(実績：発行回数 19回、登録購読者数4,111人)</li> <li>また、facebook等のSNSを活用して、NPO等の助成先団体等における資金調達や被災地支援に関する情報等を速やかに発信した。(実績：発信回数 21回)</li> <li>○ 助成先団体への訪問やヒアリング評価等を通して意見交換を行うとともに、「NPOの民間活動に役立つヒント集」などを活用し、事業の継続、発展及び改善のための助言・相談などを行った。(実績：32事業)</li> <li>○ 若手職員が中心となり、NPO法人等がより活用しやすい助成の仕組みづくりの検討を行うとともに、審査・評価委員会委員との意見交換や情報収集等を行うことにより、専門知識の向上に努めた。  また、子ども支援活動のシンポジウム、事業評価に関する研究会及び災害支援における助成を考える会において、助成事例や応募の傾向等について発表をしたほか、福祉及びNPO関係団体等のシンポジウムや研修等に参加することにより、福祉領域やNPOに関する情報収集を図るとともに、職員の専門性の向上に努めた。</li> <li>○ 平成28年度分助成事業の助成先団体を対象として、新たに「助成金支出管理システム」を導入するなど、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援を行うとともに、助成事業の適切な事業実施に必要な留意事項等を周知する内定事務説明会を全国3か所で4回開催した。</li> </ul>	

		<p>いては、現地訪問の上、課題解決のための相談、助言を行う。</p> <p>加えて、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。</p> <p>(7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があつた事業を85%以上とする。</p> <p>(8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を80%以上とする。</p> <p>(5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>○ 助成金の不正受給や不正使用を防止するとともに、円滑な事業実施を支援することを目的として、平成28年度分助成事業の全ての助成先団体に対して助成事業の進捗状況の確認調査を実施し、特に必要と判断した助成先7団体については、個別に訪問のうえ、課題等を解決するための相談、助言を実施した。</p> <p>○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。</p> <p>○ 上記④のとおり、中期計画を達成した。</p> <p>○ 事業効果の高い優れた助成事業については、月刊誌WAM、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」及びfacebook等を活用し、効率的に幅広く周知した。</p> <p>○ 平成27年度分助成事業のヒアリング評価において、事業効果が高いと認められた助成事業について、機構ホームページ等で公表するなど幅広く周知するとともに、平成29年度募集にあたり、全国に普及すべき取り組みについては新たにモデル事業として「平成29年度社会福祉振興助成事業募集要領（モデル事業）」を策定し、募集を行つ</p>	
--	--	--	---	--

		<p>より、助成先団体の事業展開を支援する。</p> <p>(11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果やその活動ノウハウなどの周知等を図るため、助成事業報告会として「WAM助成セミナー」を全国4か所で4回開催し、複数の事例紹介を行うとともに、今後のNPO等の活動の一助とすべく「NPOの民間福祉活動に役立つヒント集」を配布のうえ説明を行った。</li> <li>○ 参加者の満足度については、上記⑤のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 従来の福祉分野別のテーマ設定を見直し、NPO等の活動や運営の自立化に焦点を当て、「NPOの社会的意義とソーシャルアクション」と題したシンポジウムを平成28年12月に開催した。</li> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>	
--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—6	退職手当共済事業				
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日)においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられており、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人の職員待遇の改善と福祉人材の確保に資する重要な施策である。本事業は、同制度の実施主体として行う事業であり、重要度は高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 717・728

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
平均事務処理期間 (計画値)	50 日以内	—	50 日以内		予算額（千円）	98,026,379	100,676,256	105,486,179	107,968,901				
平均事務処理期間 (実績値)	—	36.9 日	34.3 日	38.1 日	41.2 日	42.9 日			決算額（千円）	98,564,160	100,802,027	105,245,164	108,321,260
達成度	—	—	145.8%	131.2%	121.4%	116.6%			経常費用（千円）	94,735,880	96,269,964	101,725,917	104,568,187
新規加入法人システム利用率（計画値）	50%以上	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		経常利益（千円）	3,857,633	4,521,284	3,530,535	4,700,199
新規加入法人システム利用率（実績値）	—	47.0%	55.0%	64.0%	65.9%	74.7%			行政サービス実施コスト（千円）	46,555,224	45,753,328	49,409,508	49,358,796
達成度	—	—	110.0%	128.0%	131.8%	149.4%			従事人員数	22.36 人	21.98 人	22.42 人	20.69 人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。  なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。  なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。	<主な定量的指標> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は 50 日以内とする。  ② 平成 25 年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を 50 % 以上とする。  <その他の指標> なし  <評価の視点> ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。  なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じ	<主要な業務実績> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は 42.9 日となり、中期計画を達成した。  ② 新規加入法人及び電子届出システム未利用法人に対してシステム加入を促進した結果、当年度の電子届出システム利用申請率は 74.7 % となり、中期計画を達成した。  ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：B  ○ 平成 28 年度においては、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図るために、従来の取組み(月 4 回の退職手当金支給、都道府県補助金の早期入金依頼、電子届出システムの利用推進等)に加え、届出書類の記載ミスが多い項目とその要因を分析し、WAM NET 基盤を活用したメール配信により共済契約者への周知などに取り組んだ。退職手当金給付額は 1,040 億円(対前年度比 28 億円増)と前年度を上回る実績となったことから、平均処理期間は 42.9 日となったものの、中期計画に定められた目標値(50 日以内)を上回る実績をあげることができた。  ○ 電子届出システムについては、共済契約者への利用案内の送付や電話による利用案内を実施するなど積極的に利用促進に取り組んだ結果、新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合については 74.7 % となり、共済契約者のシステム利用率は前年度を 0.8 ポイント上回る 88.0 % となつた。  さらに、掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が 0.29 % となり、紙媒体提出者のエラー発生率 1.20 % との比較において大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することができた。  これらの取組みにより、電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の 95.7 % から「事務負担が軽減した」との回答を得ることができた。  ○ 平成 28 年 4 月 1 日に改正共済法が施行されたため、全契約者への制度改正パンフレットの郵送、機構ホームページへの資料掲載、WAM NET 基盤を活用したメール配信な	評定  <評定に至った理由>

	(2) 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。	(2) 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	(2) 利用者の負担軽減に資する手続きの見直しに取り組みつつ、電子届出システムや機構ホームページなどを利用して、社会福祉施設職員等退職手当共済法改正による制度内容及び事務処理について周知・指導する。	<p>た場合は、当該事情を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。</li> </ul> <p>また、電子届出システム利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴う制度改正内容の周知及び請求等手続きの円滑化のため、FAQの充実及び機構ホームページを活用した事務手続きの周知を行うとともに、制度改正内容の周知のため、パンフレットを全共済契約者あて送付した。</li> <li>また、制度改正に伴い、電子届出システムの改修を行った。</li> <li>○ 利用者サービスの向上を図るため、ナビダイヤル（利用者の問合せ内容に応じ、それぞれの担当の電話番号に接続するサービス）を導入した。</li> <li>また、制度利用者からの問合せ内容等を分析し判明したニーズを踏まえFAQ等コンテンツの充実を図り、機構ホームページ並びに共済契約者に配布するマニュアルにおいて制度周知を行った。</li> <li>○ 平成28年熊本地震で被災した共済契約者に対し、相談窓口を設置するとともに、希望する共済契約者には掛金納付期限を延長した。</li> <li>○ 利用者アンケートの調査結果を踏まえ、操作性向上及び事務効率化に資するための電子届出システムの改修を行った。その結果、平成29年4月に実施した電子届出システム利用者へのアンケート調査において、95.7%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得た。</li> </ul>	<p>ど、多様な手段を用いて周知を行い、制度改正に対して円滑に対応するとともに、利用者からの電話照会への対応のため、ナビダイヤルの導入やニーズに合わせたFAQを用意するなど利用者の利便性の向上に努めた。</p> <p>また、事務処理に関しては、改正共済法の成立が施行日前日（平成28年3月31日）となったことから、暫定システムにより対応し、事務手続きに影響が生じないよう対応するとともに、事務処理体制も通常より手厚く配置した。</p> <p>これらの取組みにより、法改正に伴う制度改正等に円滑に対応することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	
	(3) 平成25年度	(3) 平成28年度	(3) 平成25年度以		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</li> </ul>		

		以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。	の新規加入法人のうち、当年度に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。	降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合について中期計画を達成しているか。	
(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。	(4) 業務委託先に對し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。	(4) 委託業務の見直しを踏まえ、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務委託先の事務担当者に対し業務指導の徹底を図るため、WAM NET電子掲示板にマニュアルを掲載した。</li> <li>○ 制度改正について、業務委託先に対してパンフレットを配布し情報提供を行うとともに、業務委託先に対する事務打合せ会を開催し、制度改正及びマイナンバー対応を含めた業務指導の徹底を図った。</li> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>	

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

## 様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—7	心身障害者扶養保険事業		
業務に関する政策・施策	VIII-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度行政事業レビューシート番号 727・774

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
7 心身障害者扶養 保険事業  心身障害者扶養保 險事業（以下「扶養 保険事業」という。） については、地方公 共団体が実施する心 身障害者扶養共済制 度（以下「扶養共済 制度」という。）によ って地方公共団体が 加入者に対して負う 共済責任を保険する 事業に関する業務を 安定的に行うことによ り、心身障害者の保 護者の不安を解消し、 保護者死亡後の心身 障害者の生活安定に 寄与することを目的とし、 以下の点に特に留意して その適正な実施に努 めること。  なお、扶養共済制 度に関し、国においては、 その安定的な運営を図り、 将来にわたり障害者に 対する年金給付を確実 に行うため、平成19年 度末の積立不足に対 応し、機構が定期的 に行う扶養共済制 度の長期的な財政状 況の検証を踏まえ、 毎年度予算編成を経て 必要な財政支援措	7 心身障害者扶養 保険事業  心身障害者扶養保 險事業（以下「扶養 保険事業」という。） については、地方公 共団体が実施する心 身障害者扶養共済制 度（以下「扶養共済 制度」という。）によ って地方公共団体が 加入者に対して負う 共済責任を保険する 事業に関する業務を 安定的に行うことによ り、心身障害者の保 護者の不安を解消し、 保護者死亡後の心身 障害者の生活安定に 寄与することを目的とし、 以下の点に特に留意して その適正な実施に努 めること。	7 心身障害者扶養 保険事業  心身障害者扶養保 險事業（以下「扶養 保険事業」という。） については、地方公 共団体が実施する心 身障害者扶養共済制 度（以下「扶養共済 制度」という。）によ って地方公共団体が 加入者に対して負う 共済責任を保険する 事業に関する業務を 安定的に行うことによ り、心身障害者の保 護者の不安を解消し、 保護者死亡後の心身 障害者の生活安定に 寄与することを目的とし、 以下の点に特に留意して その適正な実施に努 めること。  なお、当該事業に おける新規加入者数 その他を次のとおり 見込む。	<主な定量的指標>  ① 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。  ② 扶養保険資金の運用に関する基本方針（基本ポートフォリオを含む。以下同じ。）については、引き続き、機構ホームページで公表した。また、同基本方針の見直しについては、平成28年9月に外部有識者からなる資産運用委員会を平成28年9月に開催し、扶養保険資金の基本方針（基本ポートフォリオを含む）の検討や、平成27年4月に見直しを行った基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行い、見直しの必要はないとの結論を得た。  ③ 基本ポートフォリオの見直し時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについて、平成28年9月の資産運用委員会で検証を行った結果、見直しの必要はないとの結論を得た。  <その他の指標> なし	<主要な業務実績>  ① 每月、資産全体の資産構成割合と長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）との乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理するとともに、その管理状況について、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告を行った。	<評定と根拠>  評定：B  ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成27年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公表を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。  ○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる資産運用委員会を平成28年9月に開催し、扶養保険資金の基本方針（基本ポートフォリオを含む）の検討や、平成27年4月に見直しを行った基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行い、見直しの必要はないとの結論を得た。  また、扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう、毎月管理を行った。その結果、運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク收益率を確保するとともに、資産合計で1.35%の運用利回りを確保した。	評定  <評定に至った理由>

<p>置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>	<p>(1) 財政状況の検証</p> <p>平成27年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下、「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。</p> <p>なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</li> <li>○ 平成28年9月に外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、平成27年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告するとともに、障害者関係団体への説明及び機構ホームページでの公表を実施した。</li> </ul>	<p>り会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。その結果、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、回答者の95%から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った結果、年金給付金支払決定件数に占める、年金請求までに時間 を要したケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の平成28年度の割合（3.32%）は、第2期中期目標期間の実績を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止を図ることができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	---

<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</p>	<p>○ 平成27年4月1日に見直しを行った基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行うとともに、その運用状況について、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告を行った。</p>	
---	--	--	---	--	--

	<p>用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。</p>	<p>用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。</p>	<p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p>	<p>○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告を行った。なお、平成29年3月末におけるベンチマーク収益率との差は、次のとおりである。</p> <p>[平成28年4月～平成29年3月(年率)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>ベンチマーク 収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチ マーク差</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">有価 証券</th> <th>国内</th> <th>債券</th> <td>△1.16%</td> <td>△1.15%</td> <td>+0.01%</td> </tr> <tr> <th>株式</th> <th>債券</th> <td>14.69%</td> <td>14.83%</td> <td>+0.13%</td> </tr> <tr> <th>国外</th> <th>債券</th> <td>△5.41%</td> <td>△5.43%</td> <td>-0.02%</td> </tr> <tr> <th>株式</th> <th>債券</th> <td>14.51%</td> <td>14.02%</td> <td>-0.49%</td> </tr> </thead> </table> <p>※各資産の運用実績は時間加重収益率</p>	区分		ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチ マーク差	有価 証券	国内	債券	△1.16%	△1.15%	+0.01%	株式	債券	14.69%	14.83%	+0.13%	国外	債券	△5.41%	△5.43%	-0.02%	株式	債券	14.51%	14.02%	-0.49%	
区分		ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチ マーク差																											
有価 証券	国内	債券	△1.16%	△1.15%	+0.01%																										
	株式	債券	14.69%	14.83%	+0.13%																										
	国外	債券	△5.41%	△5.43%	-0.02%																										
	株式	債券	14.51%	14.02%	-0.49%																										
② 運用におけるリスク管理	<p>扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 運用におけるリスク管理</li> <li>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。</li> <li>・ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、扶養保険資金について、</li> </ul>	<p>② 運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 運用におけるリスク管理</li> <li>リターン・</li> <li>リスク等の特</li> <li>性が異なる複</li> <li>数の資産に分</li> <li>散投資するこ</li> <li>とをリスク管</li> <li>理の基本とし、</li> <li>運用に伴う以</li> <li>下のリスクの</li> <li>管理を適切に</li> <li>行う。</li> <li>・ 基本ポー</li> <li>トフォリオ</li> <li>を適切に管</li> <li>理するため、</li> </ul>	<p>○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行うとともに、乖離状況について、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告を行った。</p> <p>○ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因及び各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。</p>																												

	<p>資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。</li> </ul>	<p>運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。</li> <li>・ 各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。</li> <li>・ 運用受託機関等の運用状況及びリスク負担の状況を把握すると</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月次報告及び四半期毎の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。</li> </ul>	
--	--	---	--	---	--

			ともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。		
③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるとときは速やかに見直しを行う。	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるとときは、速やかに見直しを行い、公表する。	○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。	○ 上記②のとおり。	
④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用	④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用	④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、	○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、	○ 上記③のとおり。	

<p>利回りを確保するような資産構成とすること。</p> <p>なお、策定に際しては以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。</li> <li>・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。</li> </ul> <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随时見直すこと。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境</p>	<p>利回りを確保するような資産構成とする。</p> <p>なお、策定に際しては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。</li> <li>・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。</li> </ul> <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随时見直す。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境</p>	<p>などについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>また、扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境</p>	<p>資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて隨時見直しているか。</p> <p>○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。また、管理状況については、定期的にガバナンス委員会に報告を行った。</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、</p>		
---	--	--	---	--	--

	<p>や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p>	<p>や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>	<p>等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p> <p>また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。</p>	<p>外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。</li> </ul> <p>会議後、出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の95%から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換及び情報交換を行った。</li> <li>○ 事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を経由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布するとともに、厚生労働省及び文部科学省と連携し、全国の特別支援学校等に対して広報の協力依頼を実施するなど、制度のより一層の周知を図った。</li> </ul>	
--	---	---	--	---	--

		<p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。</p> <p><b>■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)</b></p> <p>i 資金運用の実績</p> <p>ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方</p>	<p>○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として地方公共団体に対し、加入者名簿を送付し、加入者及び保険対象障害者の現況について調査・確認の依頼を行い、確認結果について報告を受け、機構と地方公共団体の加入者名簿の照合を行うとともに、年金給付金等の請求遅延・遗漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。その結果、年金給付金支払決定件数に占める、年金請求までに時間を要したケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の平成28年度割合（3.32%）は、第2期中期目標期間（5.24%）を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止につながった。</p> <p>○ 扶養保険事業における運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保した。</p> <p>○ 資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。</p> <p>このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、資産運用委員会の議を経たうえで策定し、扶養保険資金の運用を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省の役割</li> </ul> <p>⇒ 機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）</p> <p>⇒ 扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の役割</li> </ul> <p>⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定）</p>	
--	--	---	--	--

			<p>針等」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</li> </ul> <p>⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用受託機関の役割</li> </ul> <p>⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保）</p> <p>⇒ 機構に対し毎月運用実績を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運用委託先の選定・評価については、「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」（平成 20 年 4 月策定）において規定されており、資産管理機関への委託については「運用及び資産管理に関するガイドライン」に規定されている。</li> </ul> <p>なお、運用委託先の評価については、当該基本方針において、原則として 3~5 年ごとに実施することとされている。（平成 24 年度実施済。次回は平成 29 年度に実施予定。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。</li> </ul> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>	
--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1—8	福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）												
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号						
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度行政事業レビューシート番号 728						
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
年間ヒット件数 (計画値)	7,000万件 以上	—	7,000万件 以上	7,000万件 以上	7,000万件 以上	7,000万件 以上	7,000万件 以上	予算額（千円）					
年間ヒット件数 (実績値)	—	14,384万件	7,588万件	8,768万件	8,781万件	10,144万件	—	決算額（千円）					
達成度	—	—	108.4%	125.3%	125.4%	144.9%	—	経常費用（千円）					
利用者満足度 (計画値)	90%以上	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	経常利益（千円）					
利用者満足度 (実績値)	—	83.1%	90.4%	94.5%	95.1%	97.0%	—	行政サービス実施コスト（千円）					
達成度	—	—	100.4%	105.0%	105.7%	107.8%	—	従事人員数					

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	8 福祉保健医療情報 報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業 については、福祉及 び保健医療に関する 情報システムの整備 及び管理を行い、基 幹的な福祉医療情報 を重点的に提供して いくとともに効率的 なシステム運用を行 うことを目的とし、 以下の点に特に留意 してその適正な実施 に努める。	<主な定量的指標> ① 中期目標期間中ににおける年間ヒット件数を 7,000 万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を 90 %以上とする。  <その他の指標> なし  <評価の視点>	<主要な業務実績> ① 平成 29 年 3 月末における年間ヒット件数は 10,144 万件、利用者満足度指数は 97.0 %となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：B ○ WAM NET 事業においては、平成 28 年熊本地震の発生に伴い「熊本地震関連情報」コンテンツ、国の政策動向や利用者からの要望などを踏まえ「生活困窮者自立支援制度関連情報」コンテンツ及び都道府県・指定都市が実施する心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を支援するため「心身障害者扶養共済制度関連情報」コンテンツを新設するとともに、月刊誌 WAM に掲載された福祉・医療分野における経営のための特集記事から有益な情報を集約し、「福祉医療経営情報」コンテンツ及び「連載コラム」コンテンツに掲載するなど、提供する情報の質の向上を図った結果、年間ヒット件数は 10,144 万件となり、中期計画の目標値を大幅に上回ることができた。 ○ 利用状況調査の結果等を踏まえ、WAM NET のレイアウトの全面リニューアルを行うとともに、「授産品・芸術品ギャラリー」コンテンツにおいて、WAM NET トップページにピックアップ画像を日替わりで表示する機能や、授産品等の掲載情報をいち早く提供できる RSS 機能を追加するなど、利用者の利便性の向上を図った結果、利用者満足度についても 97.0 %となり、中期計画の目標値を上回ることができた。 ○ 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法の改正により、法人の運営の透明性を確保する目的で整備を図ることとされた「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築に向け、厚生労働省と連携したプロジェクト会議を定期的に開催し、各機能の設計及びプログラム構築等を経て、社会福祉法人及び所轄庁等の関係者に対するシステムの試行運用を実施するなど、平成 29 年 6 月からの本格稼働に向けた準備を整えることができた。	評定 <評定に至った理由>
(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を 7,000 万件以上とともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を 90 %以上とする。	(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を 7,000 万件以上とともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を 90 %以上とする。					

				<p>報を掲載することにより、提供情報の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間ヒット件数及びアンケート調査における情報利用者の満足度指数について中期計画を達成しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 利用状況調査の結果等を踏まえ、次にとおり利用者の利便性の向上を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WAM NETのレイアウトの全面リニューアルを行うことにより、情報の「見やすさ」及び「探しやすさ」の更なる向上を図った。</li> <li>・ 「授産品・芸術品ギャラリー」コンテンツにおいて、WAM NETトップページにピックアップ画像を日替わりで表示する機能や、授産品等の掲載情報をいち早く提供できるRSS機能を追加した。</li> <li>・ 厚生労働省が開催する会議の概要や行政情報等を掲載するメールマガジンについて、従来より早い時間帯に配信することができるよう機能の見直しを図った。</li> <li>・ 「調べる」コンテンツの名称をより親しみやすい「知りたい」に変更するとともに、掲載情報の充実や検索機能の強化を図った。</li> </ul> </li> <li>○ WAM NETの更なる利用者の拡大を図るために、機構ホームページの事業紹介コンテンツに新たにWAM NETの事業概要を掲載するとともに、福祉医療関係団体に対してWAM NETの事業概要をPRするなど、積極的な広報活動を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営サポートセンターにおいて、WAM NET基盤を活用のうえ、各種アンケート調査を円滑かつ効率的に実施するとともに、各事業においては、WAM NETのメール一括配信機能を活用し、提供すべき情報を迅速かつ安全に発信することができた。</li> </ul> <p>さらに、経営サポートセンターの経営セミナー業務において、新たに連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、経営サポートセンターと外部関係者との各種事務手続きの円滑化を支援するなど、WAM NET基盤を業務横断的に積極的に活用することで、国の福祉保健医療に関する施策の推進及び機構業務の効率化を実現するとともに、利用者サービスの大幅な向上を図ることができた。</p>
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。	(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ WAM NET基盤を活用し、経営サポートセンターと連携し、次の調査を円滑かつ効率的に実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人経営動向調査</li> <li>・ 特別養護老人ホーム「介護人材」アンケート調査</li> <li>・ 平成28年度診療報酬改定に係るアンケート調査</li> <li>・ 「保育人材」アンケート調査</li> </ul> </li> <li>○ WAM NETのメール一括配信機能を活用し、各事業における情報を迅速かつ安全</li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>

			<p>に発信することにより、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉振興助成事業の助成先団体等向けのメールマガジン（19回）</li> <li>・経営サポート事業の経営動向調査モニターに向けたお知らせ等（31回）</li> <li>・退職手当共済事業の電子届出システムの利用者に向けたお知らせ（4回）</li> <li>・福祉医療貸付事業の病院の施設整備動向アンケート調査結果についてのお知らせ（1回）</li> <li>○退職手当共済事業及び福祉医療貸付事業の電子届出システムの利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問合せに対応し、電子届出業務の円滑な実施を支援した。（電子届出システムの利用率：退職手当共済 88.0%（前年度 87.2%）、福祉医療貸付 72.6%（前年度 67.5%））</li> <li>○平成28年度より、WAMNET基盤を活用して、経営サポートセンターの経営セミナー業務に係る連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、経営サポートセンターと外部関係者との各種事務手続きの円滑化を支援した。</li> <li>○社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法の改正により、法人の運営の透明性を確保する目的で整備を図ることとされた「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築に向け、厚生労働省と機構の職員で構成するプロジェクト会議を定期的に開催し、平成28年9月までに各機能の基本設計・詳細設計を完了し、プログラムの構築工程に着手した。 10月～11月にかけては、当該システムの安定的及び効率的な運用を行うため、都道府県及び所轄庁を対象とした試行運用前説明会を全国8か所（24回）で開催し、システムを利用する関係機関への操作周知のための研修支援を実施し、平成29年1月中旬から2月末にかけては、社会福祉法人及び</li> </ul>	
--	--	--	---	--

				<p>所轄庁等の関係者によるシステムの試行運用を実施した。</p> <p>また、2月～3月にかけては、試行運用において所轄庁及び法人等から寄せられたシステムにおける課題に係る検討・対応を行いながら、平成29年度に開催予定の都道府県及び所轄庁を対象とする本格稼働前説明会の準備を整えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営費交付金の縮減の観点から自己収入の確保について、広告収入等の拡大に努めているか。</li> <li>○ 自己収入の拡大を図るため、WAM NETの利用登録機関に対して隔週で配信するメールマガジンにおいて、バナー広告の募集を行うとともに、WAM NETの「バナー広告掲載のご案内」ページや「バナー広告掲載のチラシ」をわかりやすく改善したうえでPRを行った。（実績：44件 4,179千円）</li> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>	
(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。	(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。	(5) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。			

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1—9	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業												
業務に連する政策・施策						当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 12 号及び第 13 号						
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	なし						
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
							予算額（千円）	25年度 2,512,819 (年担) 35,065 (労担) 31,798					
							決算額（千円）	26年度 2,441,996 (年担) 32,476 (労担) 32,476					
							経常費用（千円）	27年度 2,115,234 (年担) 25,393 (労担) 23,849					
							経常利益（千円）	28年度 1,643,866 (年担) 23,849 (労担) 23,927					
							行政サービス実施コスト（千円）	29年度 1,505,677 (年担) 23,927 (労担) 23,927					
							従事人員数	△1,475,519 (年担) △3,930 (労担) △3,930					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従つて適切な措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従つて適切な措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従つて適切な措置を講じること。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、平成22年4月の「行政刷新会議事業仕分け」等を受けて平成25年3月に国が策定した「年金担保貸付事業廃止計画」を踏まえ、年金受給者にとって真に必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう配慮した制度改正を平成26年12月に実施して以降、借入を希望する者に対してパンフレット、機構ホームページ及び相談電話等を通じて改正後の制度内容について周知を図り、年金受給者の一時的な資金需要に対して疎明資料に基づく真に必要な資金を融資した結果、平成28年度においては年金担保貸付事業で91,221件49,453百万円、労災年金担保貸付事業で1,395件1,144百万円となつた。また、貸付残高においては年金担保貸付事業で224,341件70,020百万円、労災年金担保貸付事業で3,444件1,619百万円となり、年金受給者の一時的な資金需要が依然として根強く存在している状況が続いている。 ○ 平成26年12月の制度変更による影響を含めて、毎月貸付実行等に係るデータの動向を整理・分析して厚生労働省に提供するなど今後の年金担保貸付事業のあり方に係る検討に寄与した。 また、年金担保貸付事業について、廃止計画等で指摘された内容をめぐる検証、年金担保貸付事業の進化及び今日的な必要性を整理した「福祉医療機構の考え方」を厚生労働省の関係部署に説明するとともに、事業実施主体として年金担保貸付制度の必要性及び代替制度のあり方について度重なる意見交換を行つた。 ○ 年金担保貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後の借入者10,000人を対象にアンケート調査を実施し、回答のあった3,672	評定  <評定に至った理由>

	(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。	(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。	<評価の視点>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。</li> </ul> <p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。</p>	<p>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、業務運営コストを分析し、中期目標期間中の損益が均衡するような適正な金利水準とするため、貸付金利の検証を行い、安定的かつ効率的な事業運営を実施した。</p> <p>上記の結果、平成 28 年度決算において、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業それぞれについて損益が均衡し、安定的で効率的な業務運営を実施することができた。</p>	<p>件 (回答率 36.7%) について集計・分析を行い、その結果から把握した利用者の実態、制度改正の効果、制度の必要性及び代替制度のあり方などを厚生労働省の関係部署に報告するとともに、アンケート調査報告書及び概要版を機構ホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報活動については、利用者等から平成 26 年 12 月の制度改正に伴う問い合わせが寄せられていることから、引き続き制度改正の内容及び他の公的貸付制度を周知するためのパンフレットを作成し、受託金融機関の他、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等に協力を依頼した結果、新たに 1 団体の協力を得られることとなり、合計 29 団体の協力により、利用者等に対して幅広く広報することができた。</li> </ul> <p>また、廃止計画を受けた対応をめぐる厚生労働省との協議を踏まえ、平成 29 年度のパンフレットにおいて、生活困窮者自立支援制度の紹介及び相談窓口等を新たに掲載することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話による問い合わせに対しては、自動応答システムにより、一般的な制度に対する照会については 24 時間 365 日の案内を行うとともに、利用者から多く寄せられる借入限度額についての問い合わせに対しては、機構ホームページの融資限度額計算シミュレーションを案内するなど、引き続き利用者サービスの向上を図った。</li> <li>○ 貸付金利の設定にあたっては、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより安定的かつ効率的な業務運営を実施した。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>國の方針を踏まえて、事業実施主体として適切に対応するとともに、国と連携して、利用者等に対して必要な広報等を行う。</p>
	(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。	(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)</li> </ul> <p>(2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。</p> <p>（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行うとともに、平成 26 年 12 月の貸付制度変更後における年金担保貸付利用者の状況を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を分析して国に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)</li> </ul> <p>また、年金担保貸付の取扱いをめぐる年金担保貸付事業廃止計画策定までの経過、指摘内容に対する検証及び年金担保貸付の必要性の検証等について整理し、平成 28 年 8 月に厚生労働省の関係部署に対して機構の考え方を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 26 年 12 月に行った制度変更後における年金担保貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後の借入者から抽出した 10,000 人を対象にアンケート調査を実施し、平成 22 年度に実施したアンケート調査の回答率の 17.8% を大きく上回る 36.7% の回答が得られた。</li> </ul> <p>このアンケート調査の結果について集計・分析を行い、平成 28 年 9 月に「年金担保貸付に関するアンケート調査報告書」及び同報告書概要版をまとめ、厚生労働省の関係部署へ報告するとともに、平成 28 年</p>	<p>○ 事業の実施状況を把握し、国の要請に応じて見直しの基本方針に基づく国における計画立案に必要な基礎資料を毎月提供したことにより加え、平成 22 年度～平成 27 年度までの年金額に対する平均借入倍率、年金支給額に占める返済額の割合、資金使途別貸付額等の統計資料を提供した。</p> <p>また、年金担保貸付の取扱いをめぐる年金担保貸付事業廃止計画策定までの経過、指摘内容に対する検証及び年金担保貸付の必要性の検証等について整理し、平成 28 年 8 月に厚生労働省の関係部署に対して機構の考え方を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 26 年 12 月に行った制度変更後における年金担保貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後の借入者から抽出した 10,000 人を対象にアンケート調査を実施し、平成 22 年度に実施したアンケート調査の回答率の 17.8% を大きく上回る 36.7% の回答が得られた。</li> </ul> <p>このアンケート調査の結果について集計・分析を行い、平成 28 年 9 月に「年金担保貸付に関するアンケート調査報告書」及び同報告書概要版をまとめ、厚生労働省の関係部署へ報告するとともに、平成 28 年</p>	

<p>また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p>	<p>また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p>	<p>また、引き続き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p>	<p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。</p> <p>○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。</p>	<p>12月に機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 利用者にとって真に必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮するため、平成26年12月に貸付限度額の引下げ、返済額の上限の引下げ及び疎明資料による資金使途、必要額の確認などの制度変更を行っているが、制度変更前の実績と直近の実績を比較すると、平均返済額が5.8万円から4.2万円(△1.6万円)、また、年金受給額に占める返済額の割合の平均は33.1%から22.7%(△10.4%)となっており、利用者にとって無理のない返済に配慮した適切な制度運用を行った。</p> <p>また、1回あたりの返済額が1万円～6万円の範囲の階級に分布する者については、平成22年度のアンケート調査では48.8%であったが今年度のアンケート調査では77.4%に上昇しており、制度変更により利用者にとって無理のない返済となっていることが確認できた。</p> <p>○ 返済中に生活困難に陥った者に係る貸付条件変更については、429件の変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。</p> <p>○ 災害に伴う貸付条件変更については、災害救助法の適用となった平成28年熊本地震に対して、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載し、利用者から申請のあった8件について返済猶予等の対応を行った。</p> <p>また、平成28年8月の台風10号、10月の鳥取県中部地震及び12月の新潟県糸魚川市における大規模火災による被害に対しても機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載し、申し出のあった任意線上返済後の再申込について、適切に対応した。</p> <p>○ 年金担保貸付制度及び他の公的貸付制度の周知のため作成しているパンフレットについて、利用者からの問合せが多く寄せら</p>	
<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の</p>	<p>○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等によ</p>		

<p>の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p> <p>内容について周知を図る。また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体 20 団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。</p>	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。</p>	<p>内容について周知を図っているか。</p> <p>また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体 20 団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。</p> <p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するため、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</li> <li>■ 回収計画の実施</li> </ul>	<p>る制度周知を図っているか。</p> <p>されている資金使途に関して、確認資料の例示を分かりやすくするなど、利用者の声を反映した。</p> <p>なお、パンフレットについては受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等（29 团体）に配布し、年金担保貸付利用者等に対して、多重債務等の相談窓口や専門機関への相談につなげるための情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話相談について、利用者からの電話による一般的な問い合わせに対しては、自動応答システムで対応しており、24 時間 365 日の案内を行うことにより、利用者サービスの向上を図った。</li> <li>○ 利用者から問合せの多い事項の 1 つである融資限度額の算定方法について、機構ホームページに「融資限度額シミュレーション」を掲載して、利用者サービスの向上を図った。</li> <li>○ 受託金融機関事務打合せ会議については、年金担保貸付事業に係る今後の方針が国から示された後、金融機関における繁忙期等を考慮して適切な時期に行うこととし、平成 28 年度中に受託金融機関に対して連絡が必要な事項については、通知文書により周知した。</li> <li>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収にあたっては各年金支給月に年金支給機関より機関が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。</li> <li>○ 回収計画の実施状況については、貸付金</li> </ul>
---	---	---	--	---

			<p>状況についての評価が行われているか。評価に際し、i ) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii ) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</li> <li>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</li> </ul> <p>利の見直し時に評価を行っている。また、信用保証機関の利用率が 99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が 0.18%、労災年金担保貸付事業が 0.19%にとどまっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っている。</li> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul> <p>&lt;平成 27 年度業務実績評価結果の反映状況&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策]</p> <p>引き続き「年金担保貸付事業廃止計画」に従って適切な措置を講じることを期待する。</p> <p>平成 28 年度においては、年金担保貸付事業廃止計画に掲げられた平成 28 年度における具体的な廃止時期の判断に必要な基礎資料を厚生労働省に毎月提供した。</p> <p>また、年金担保貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後の借入者 10,000 人を対象にアンケート調査を実施し、回答のあった</p> </div>	
--	--	--	--	--

				3,672 件（回答率 36.7%）について集計・分析を行い、その結果から把握した利用者の実態、制度改正の効果、制度の必要性及び代替制度のあり方などを厚生労働省の関係部署に報告するとともに、アンケート調査の報告書及び概要版について機構ホームページで公表した。	
--	--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1－1 0	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務					
業務に連する政策・施策					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2項
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
貸付先の財務状況等把握回数(計画値)	年1回	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		予算額(千円)	2,750,618	2,521,075	2,233,473	1,644,162	
貸付先の財務状況等把握回数(実績値)	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回			決算額(千円)	2,430,545	2,276,871	2,015,933	1,828,167	
達成度	一	一	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			経常費用(千円)	2,482,634	3,439,168	2,208,382	1,869,455	
債権分類の実施回数(計画値)	年1回	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		経常利益(千円)	41,127,033	34,027,382	29,904,450	25,129,068	
債権分類の実施回数(実績値)	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回			行政サービス実施コスト(千円)	△32,419,680	△28,996,734	△29,907,890	△24,820,653	
達成度	一	一	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			従事人員数	25.43人	26.40人	27.18人	27.47人	
保証履行能力の把握回数(計画値)	年1回	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回							
保証履行能力の把握回数(実績値)	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回								
達成度	一	一	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務  (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務  (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務  (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	<主な定量的指標>  ① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。  ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。  ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。  <その他の指標> なし  <評価の視点>	<主要な業務実績>  ① 年1回実施し、中期計画を達成した。  ② 年1回実施し、中期計画を達成した。  ③ 年1回実施し、中期計画を達成した。	<評定と根拠>  評定：B  ○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、年1回の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。  ○ 破綻した転貸貸付先に係る正常返済者の債権については、平成28年2月に策定した対応方針に基づき、受託金融機関や債権回収会社との調整を行いながら、5月から6月にかけて当該正常返済者を8回に渡り訪問して受託金融機関への債権譲渡に係る手続きについて説明を行い、6月に受託金融機関への債権譲渡等手続きを完了した。これに伴い、債権回収会社との委託契約を解除し、当該債権の委託手数料900万円の削減を図ることができた。  また、私的整理を計画している貸付先についても、中小企業再生支援協議会から提示された事業再生計画案の内容を検討等を行い、債権者会議への出席等及び当該事案の再生支援ファンド運営会社との協議を重ねたうえで、債権譲渡等手続きを完了した。  更に、貸出条件緩和実績のある貸付先について、業況改善継続基調を受けて、かねてより継続的に繰上償還について交渉を行っていたが、改めて余裕金部分の繰上償還を協議した結果、全額一括返済に至った。	評定  <評定に至った理由>
① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時、	① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時、	① 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時、				

<p>時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p>	<p>担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p>	<p>履行能力の評価等を行う。</p> <p>また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p> <p>(3) 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>(4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p>	<p>行っているか。</p>	<p>受託金融機関に調査を行い、必要に応じて受託金融機関に対し保証人の変更等について指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託金融機関事務打合せ会議については、年金担保貸付事業に係る今後の方針が国から示された後、金融機関における繁忙期等を考慮して適切な時期に行うこととした。</li> <li>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。</li> <li>○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 転貸債権に係る全てのローン保証会社について、格付け等（Moody's、S&amp;P等）により保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。</li> <li>○ 破綻した転貸貸付先に係る正常返済者の債権について、平成28年2月に策定した対応方針に基づき受託金融機関や債権回収会社との調整を行いつつ、当該正常返済者を8回に渡り訪問して受託金融機関への債権譲渡に係る手続きについて説明を行い、受託金融機関への債権譲渡等手続きを完了した。</li> <li>○ 私的整理を計画している貸付先について、中小企業再生支援協議会から提示された事業再生計画案の内容を検討し、同意への対応方針を策定のうえ、債権者会議への出席等及び当該事案の再生支援ファンド運営会社との協議を重ね、債権譲渡手続きを完了した。</li> <li>○ 貸出条件緩和実績のある貸付先について、</li> </ul>	<p>また、7法人の新設合併にあたり、関係金融機関や7法人等と49回にわたる協議を行ったうえ、7法人等関係者間で合併に係る基本的な合意事項等について協議する会議体に全5回参画し調整を行った結果、平成29年3月の7法人における理事会において、基本合意書及び平成29年度予算に計上すべき合併関連経費の了承が得られた。</p> <p>これに伴う機構業務システムの対応については、債権一部譲渡及び新設合併法人設立に伴うシステム改修にあたり、それぞれ課題を抽出し、関係機関及び関係部署と調整を行い、債権一部譲渡については、システム改修を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ローン返済困窮者等の対応にあたっては、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更151件、民事再生法の適用による返済条件の変更15件、災害の被災者等に対する返済条件の変更1件、計167件の措置を講じた。</li> <li>○ 短期延滞債権については、転貸法人等に対する督促等を徹底するとともに、長期延滞債権の回収促進のため、直接競売申立てに向けた準備を進め、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。</li> <li>○ 上記の債権譲渡や繰上償還を促す取組みによって、約定償還を超える回収に結びつき、回収率においても前年度を上回る結果となり、安定的な年金給付財源の確保に寄与した。</li> <li>○ 平成28年度分の国庫納付金としては、平成29年4月末までに約958億円を国庫納付し、平成29年7月末までに約641億円を国庫納付する予定である。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	----------------	---	---

		<p>平成 14 年度に策定された不良債権処理スキームに係る契約の期限が、平成 29 年度に到来することを踏まえ、平成 27 年度に取り纏めた関係者による合意に基づく、新たな契約締結に向けて準備を推進する。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。</p>	<p>業況改善継続基調となったことから、余裕金部分の繰上償還について継続的に協議した結果、全額一括返済に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 破綻した保証会社に代わって関係金融機関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第三者弁済契約期限が平成 29 年度に到来することを踏まえ、平成 27 年度末に取りまとめた関係機関による合意に基づく平成 29 年度の契約締結に向けて、スケジュール、契約関係書類様式及び事務取扱について関係金融機関及び関係転貸法人と協議、調整を行い、関係機関に提示した。</li> <li>○ 7 法人の新設合併にあたり、関係金融機関や 7 法人等と 49 回にわたる協議を行ったうえ、7 法人等関係者間で合併に係る基本的な合意事項等について協議する会議体に全 5 回参画し調整を行った結果、平成 29 年 3 月の 7 法人における理事会において、基本合意書及び平成 29 年度予算に計上すべき合併関連経費についての了承が得られた。</li> <li>○ 債権一部譲渡に伴うシステム改修について課題を洗い出し、関係機関及び関係部署と調整し、システム改修を行った。</li> <li>○ 新設合併法人設立に伴うシステム改修について課題を洗い出し、平成 29 年度のシステム改修の実施に向け、関係機関及び関係部署と調整した。</li> <li>○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更 151 件、民事再生法の適用による返済条件の変更 15 件、災害の被災者等に対する返済条件の変更 1 件、計 167 件の措置を講じた。</li> </ul> <p>なお、平成 28 年熊本地震に伴う貸付条件変更については、機構ホームページ等で返済猶予等の対応の周知を行い、利用者から申請のあった 1 件について返済猶予等の対応を行った。</p> <p>また、平成 28 年 8 月の台風 10 号、10 月</p>	
--	--	--	--	--

				<p>の鳥取県中部地震、12月の新潟県糸魚川市における大規模火災による被害に対しても機関ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 抵当権移転登記事務の司法書士報酬に係るマイナンバー取得に向けて、関係部署と連携して抵当権移転登記システムの改修、クラウドサービスの導入及び特定個人情報管理マニュアルの策定等を行い、それらを活用のうえ、マイナンバーを取得するとともに、税務申告用の支払調書データの作成及び取得したマイナンバーの的確な管理を行った。</li> <li>○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、専門員及び転貸法人からの定期報告（年2回）及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議を開催し、専門員を通じて転貸法人の債権管理に関する指導を行った。</li> <li>○ 民事再生等の手続きを進めている貸付先について、受託金融機関等関係先と連携を図りつつ状況把握に努め、必要な手続きを行った。</li> </ul>	
	<p>⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。</p> <p>早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。</p>	<p>(5) 転貸法人等に対して、国と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。</p> <p>早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。</p> <p>また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る専門員を派遣するとともに、年1回以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進させているか。</li> <li>○ 早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努めているか。</li> </ul>		

		<p>専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。</p>			
③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	⑥ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	<p>(6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i ) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占め</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</li> <li>○ 債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。</li> <li>○ リスク管理債権については、毎年度決算時に評価を行い、財務諸表において公表しているところである。 また、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあるが、平成28度においては、貸出条件</li> </ul>		

			<p>る割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 承継教育資金貸付けあっせん業務については、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 114 号）に基づき平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止された。これに伴い、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫と調整のうえ、契約解除の手続きを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</li> </ul>	<p>緩和実績のある貸付先に係る全額一括返済があったことなどに伴い、前年度に比して△1.1%の 5.49%になった。</p> <p>なお、承継年金住宅融資等債権の 95.9%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は 1.54%である。</p>	
(2) 承継教育資金 貸付けあっせん 業務  「独立行政法 人整理合理化計 画」(平成 19 年 12 月 24 日閣 議決定) を 踏 まえ、引き続き、 承継教育資金貸 付けあっせん業 務を休止するこ と。	(2) 承継教育資金 貸付けあっせん 業務  承継教育資金 貸付けあっせん 業務については、 引き続き、業務 を休止する。			<p>&lt;平成 27 年度業務実績評価結果の反映状況&gt;</p> <p>[指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策]</p>	

				<p>引き続き早期対応が必要な転貸法人に対して、状況に応じた処理方策を策定させるなど、適正な業務実施に努めることを期待する。</p> <p>新設合併を行う 7 法人について、平成 30 年 4 月の新設合併法人の設立に向け調整及び協議を行った結果、平成 29 年 3 月に開催された 7 法人の理事会において、基本合意書の了承が得られた。</p>	
--	--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2－1	業務・システムの効率化と情報化の推進							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 728・774				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第3 業務運営の効率化に関する事項  通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置  独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置  独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点>	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B  ○ 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業に係る入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札による業者選定を行うことで経費の削減と併せ、仕様書に則した品質を保持する低廉な委託業者を調達することができた。  ○ 情報化推進計画に基づくシステム改善では、福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム（平成28年度制度改正等に伴う融資条件の変更）への対応を図るために、貸付総合電算システムの改修を実施し、制度改正に伴うシステム処理の効率化を図るとともに、経営支援事業と連携し、債権管理や分析機能の強化を図るために、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築と併せ、事業報告・経営分析システムの再構築を実施し、報告様式の簡素化や報告方法の見直しなど利用者の利便性向上を図った。  ○ 退職手当共済事業については、社会福祉施設職員等退職手当共済法改正（平成28年4月1日施行）への対応を図るために、退職手当共済業務処理システム及び退職手当共済電子届出システムの改修を適切に実施し、また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務では、抵当権移転登記の司法書士報酬に係る税務申告のマイナンバー対応及び第三者弁済契約の延長に係る債権一部譲渡再契約対応を行うため、年金住宅融資等債権管理回収システムの改修を計画に沿って行うことで、業務の効率化及び機能の提供を遅滞なく進め、システムの安定稼働に係る支援を実現した。  ○ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、円滑なシステムの導入を図るために、都道府県及び所轄庁を対象とした説明会を全国8か所（24回）にて開催し、シ	評定	<評定に至った理由>
1 業務・システムの効率化と情報化の推進  (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。  (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進  (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。  (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努めているか。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進  (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減等を図っているか。  (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第3期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。					

				<p>手当共済業務処理システム及び退職手当共済電子届出システムの改修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、抵当権移転登記の司法書士報酬に係る税務申告のマイナンバー対応及び第三者弁済契約の延長に係る債権一部譲渡再契約対応を行うため、年金住宅融資等債権管理回収システムの改修を実施した。</li> <li>○ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築に向け、適宜、プロジェクト計画に基づき、当該システムのプログラム構築を完了した。また、当該システムの安定的及び効率的な運用を行うため、都道府県及び所轄庁を対象とした試行運用説明会を全国8か所(24回)で開催し、システムを利用する関係機関への操作周知のための研修支援を実施したうえで、社会福祉法人及び所轄庁等の関係者によるシステムの試行運用を実施した。</li> </ul> <p>○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。</p> <p>(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(4) 業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び</p>	<p>システム全体の概要、試行運用の主旨、目的及びスケジュール等実施内容について都道府県及び所轄庁へ説明し協力を要請した。平成29年1月から2月にかけて、社会福祉法人を始めとした都道府県や所轄庁にシステムの操作等体験のための試行運用を行った。また、試行運用において社会福祉法人及び所轄庁等からの各種要望及び運用上の課題等を踏まえ、機能改善のためのシステムの改修を実施した。</p> <p>○ 情報化推進体制等の強化では、情報管理担当部署の専門性向上に係る研修のほか、CIO補佐官による情報セキュリティの現状報告について、機構役職員を対象に研修を実施するなど、昨今の独立行政法人を取り巻く情報セキュリティに対する環境への理解、認知度の向上に向けた取組みを行うとともに、ICTリテラシーの向上を図るため、職員に対するOA操作研修の定期的開催や職員のパソコン利活用に係る継続的なサポートを実施した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	---	--

		情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。	バーセキュリティに対する国等の取組みと現状、標的型攻撃メールへの対応)に係る研修(集合研修:受講者66名)を実施した。 ○ 助成事業の助成金支出管理のためのEUCの活用について、技術支援を行った。	
--	--	-----------------------------	---	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2—2	経費の節減							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 728・774				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は 198 百万円、業務経費は 1,003 百万円	(一般管理費) 233 (業務経費) 1,056	(一般管理費) 226 (業務経費) 1,045	(一般管理費) 219 (業務経費) 1,034	(一般管理費) 212 (業務経費) 1,024	(一般管理費) 205 (業務経費) 1,013	(一般管理費) 198 (業務経費) 1,003	—
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の 100%	—	(一般管理費) 206 (業務経費) 592	(一般管理費) 203 (業務経費) 611	(一般管理費) 224 注 2(218) (業務経費) 638	(一般管理費) 183 (業務経費) 678		—
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成 24 年度（一般管理費 233 百万円、業務経費 1,056 百万円）と比べて一般管理費は 15 %程度、業務経費は 5 %程度削減		(一般管理費) 11.5% (業務経費) 43.9%	(一般管理費) 12.5% (業務経費) 42.1%	(一般管理費) 3.6% 注 2(6.1%) (業務経費) 39.5%	(一般管理費) 21.5% (業務経費) 35.7%		
達成度	—	—	(一般管理費) 383.3% (業務経費) 4,390.0%	(一般管理費) 208.3% (業務経費) 2,105.0%	(一般管理費) 40.0% 注 2(67.8%) (業務経費) 1,316.7%	(一般管理費) 179.2% (業務経費) 892.5%		—

(注 1) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

(注 2) 顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費を除いた実績値、削減率及び達成度である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績		自己評価	
2 経費の節減	2 経費の節減	2 経費の節減	<主な定量的指標> ① 中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。  <その他の指標> なし  <評価の視点>	<主要な業務実績> ① 平成28年度においては、運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費について、運営費交付金の効率的な活用により基準額（平成24年度決算額）に対して、一般管理費は△12%、業務経費は△4%の額を削減できるよう、削減対象経費を個別に検証し、効率的な執行に努めた。  一般管理費については、本部事務所賃貸借契約の更新にあたり、賃料改定に係る交渉を行った結果、1か月相当分の賃料を削減したこと等により、基準額に対して△21.5%を節減し、本中期目標期間の最終年度（平成29年度）における目標を達成した。  業務経費については、業務・システム最適化計画に基づくWAM NET事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入した結果、昨年度に引き続き運用保守経費を大幅に改善できたこと等により、基準額に対して△35.7%を節減し、こちらも中期目標における目標を達成した。	<評定と根拠> 評定：B ○ 一般管理費については、本部事務所賃貸借契約の更新などにあたり、経費の節減に努めることにより、基準額に対して△21.5%を節減し、本中期目標期間の最終年度（平成29年度）における目標を達成することができた。  業務経費については、引き続き、WAM NET事業における運用保守経費を大幅に削減するなど効率的な執行に努めしたことにより、基準額に対して△35.7%を節減し、こちらも中期目標における目標を達成することができた。	評定	<評定に至った理由>
(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。	(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。	(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。	<評価の視点> ○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。  ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	<主要な業務実績> ○ 本部事務所賃貸借契約の更新にあたり、賃料改定に係る交渉を行い、平成28年8月分及び平成29年2月分について、それぞれ1,081万円削減した。（年間約△22百万円）  ○ 福祉医療貸付に係る債権回収業務においては、平成28年4月から、既預金口座振替対象金融機関（都市銀行、地方銀行）の口座振替手数料を引き下げたことにより、支払手数料を削減した。（年間△約380万円）  さらに、取扱金融機関等からの要望を踏まえ、利用者の利便性の向上を図るとともに、債権回収の確実性向上及び事務処理の効率化を図るため、平成28年7月分から約定返済における預金口座振替対象金融機関を第二地方銀行及び信用金庫まで拡大したことにより、振込での償還件数が約7千件減少し、利用者に送付する振込案内通知書の郵送費を削減した。（年間△約60万円）  ○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る破綻した転貸貸付先債権のうち、正常返済者の債権譲渡等手続きを平成28年2月に策定した対応方針に沿って進め、5月末に債権管理回収業務の委託契約を終了したことにより、業務委託費に係る経費を削減した。（年間△約9百万円）  ○ 各勘定における業務経費等の執行額を早期に確認できるようにするために、共通経費の配賦日を年2回から毎月末へ変更した。	<評定と根拠> 評定：B ○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。 ○ 給与水準について	評定	<評定に至った理由>
(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適	<評価の視点> ○ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組	<主要な業務実績> ○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、平成28年6月に平成28年度の「調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページで公表した。  平成28年度の「調達等合理化計画」に基づく取組みについては、次表のとおりである。	<評定と根拠> 評定：B ○ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。	評定	<評定に至った理由>

正化を推進すること。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	正化を推進する。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	正化を推進する。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「平成28年度独立行政法人福祉医療機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合は、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。	を着実に実施しているか。	表1 調達の全体像 (単位:件、億円)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(87.7%) 50</td> <td>(82.6%) 12.4</td> <td>(77.8%) 42</td> <td>(90.0%) 36.8</td> <td>(△16.0%) △8</td> <td>(197.8%) 24.5</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(1.8%) 1</td> <td>(2.2%) 0.3</td> <td>(3.7%) 2</td> <td>(0.7%) 0.3</td> <td>(100.0%) 1</td> <td>(△11.9%) △0.0</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約(小計)</td> <td>(89.5%) 51</td> <td>(84.8%) 12.7</td> <td>(81.5%) 44</td> <td>(90.7%) 37.1</td> <td>(△13.7%) △7</td> <td>(192.3%) 24.4</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(10.5%) 6</td> <td>(15.2%) 2.3</td> <td>(18.5%) 10</td> <td>(9.3%) 3.8</td> <td>(66.7%) 4</td> <td>(67.9%) 1.5</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(100.0%) 57</td> <td>(100.0%) 15.0</td> <td>(100.0%) 54</td> <td>(100.0%) 41.0</td> <td>(△5.3%) △3</td> <td>(173.4%) 26.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。      (注2) 比較増△減の( )書きは、平成28年度の対平成27年度伸率である。</p>	区分	平成27年度		平成28年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(87.7%) 50	(82.6%) 12.4	(77.8%) 42	(90.0%) 36.8	(△16.0%) △8	(197.8%) 24.5	企画競争・公募	(1.8%) 1	(2.2%) 0.3	(3.7%) 2	(0.7%) 0.3	(100.0%) 1	(△11.9%) △0.0	競争性のある契約(小計)	(89.5%) 51	(84.8%) 12.7	(81.5%) 44	(90.7%) 37.1	(△13.7%) △7	(192.3%) 24.4	競争性のない随意契約	(10.5%) 6	(15.2%) 2.3	(18.5%) 10	(9.3%) 3.8	(66.7%) 4	(67.9%) 1.5	合 計	(100.0%) 57	(100.0%) 15.0	(100.0%) 54	(100.0%) 41.0	(△5.3%) △3	(173.4%) 26.0
区分	平成27年度		平成28年度		比較増△減																																																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																															
競争入札等	(87.7%) 50	(82.6%) 12.4	(77.8%) 42	(90.0%) 36.8	(△16.0%) △8	(197.8%) 24.5																																															
企画競争・公募	(1.8%) 1	(2.2%) 0.3	(3.7%) 2	(0.7%) 0.3	(100.0%) 1	(△11.9%) △0.0																																															
競争性のある契約(小計)	(89.5%) 51	(84.8%) 12.7	(81.5%) 44	(90.7%) 37.1	(△13.7%) △7	(192.3%) 24.4																																															
競争性のない随意契約	(10.5%) 6	(15.2%) 2.3	(18.5%) 10	(9.3%) 3.8	(66.7%) 4	(67.9%) 1.5																																															
合 計	(100.0%) 57	(100.0%) 15.0	(100.0%) 54	(100.0%) 41.0	(△5.3%) △3	(173.4%) 26.0																																															
表2 一者応札・応募状況 (単位:件、億円)																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2者以上</td> <td>39 (76.5%)</td> <td>3.5 (27.7%)</td> <td>33 (75.0%)</td> <td>5.2 (14.0%)</td> <td>△6 (△15.4%)</td> <td>1.7 (47.6%)</td> </tr> <tr> <td>1者以下</td> <td>12 (23.5%)</td> <td>9.2 (72.3%)</td> <td>11 (25.0%)</td> <td>31.9 (86.0%)</td> <td>△1 (△8.3%)</td> <td>22.8 (247.8%)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>51 (100.0%)</td> <td>12.7 (100.0%)</td> <td>44 (100.0%)</td> <td>37.1 (100.0%)</td> <td>△7 (△13.7%)</td> <td>24.4 (192.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。      (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。      (注3) 比較増△減の( )書きは、平成28年度の対平成27年度伸率である。</p>	区分	平成27年度		平成28年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	2者以上	39 (76.5%)	3.5 (27.7%)	33 (75.0%)	5.2 (14.0%)	△6 (△15.4%)	1.7 (47.6%)	1者以下	12 (23.5%)	9.2 (72.3%)	11 (25.0%)	31.9 (86.0%)	△1 (△8.3%)	22.8 (247.8%)	合 計	51 (100.0%)	12.7 (100.0%)	44 (100.0%)	37.1 (100.0%)	△7 (△13.7%)	24.4 (192.3%)																			
区分		平成27年度		平成28年度		比較増△減																																															
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																															
2者以上	39 (76.5%)	3.5 (27.7%)	33 (75.0%)	5.2 (14.0%)	△6 (△15.4%)	1.7 (47.6%)																																															
1者以下	12 (23.5%)	9.2 (72.3%)	11 (25.0%)	31.9 (86.0%)	△1 (△8.3%)	22.8 (247.8%)																																															
合 計	51 (100.0%)	12.7 (100.0%)	44 (100.0%)	37.1 (100.0%)	△7 (△13.7%)	24.4 (192.3%)																																															

は、その適正化に向けて、組織のスリム化、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員に対する給与体系の見直し等による人件費の削減を実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は99.5ポイントとなり、国家公務員と同水準を達成している。

<課題と対応>  
特になし。

- 調達等合理化計画に基づき、以下の項目について重点的な取組みを行った。
  - a 競争性のない随意契約に対する取組み
 

会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。

なお、調達等合理化推進委員会(経理担当役員及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、第三者による監視強化の観点から、監事及び監査室長をオブザーバーとする審査機関)において、競争性のない随意契約の事前点検を行った。(実績: 7件)
  - b 一者応札・応募に対する取組み
 

機構ホームページにおいて公表済みである「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ。

    - ・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること(国における「予算決算及び会計令」等においては10日間)
    - ・ 資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件(官公庁の業務実績等)を設定しないこと 等

上記の取組みのほか、応札者等の拡大を図るため、次の取組みを実施した。

    - ・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう、当年度に調達を予定する案件について平成28年4月に機構ホームページで公表し、毎月更新を行った。

③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約	③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約	③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年度に一者応札となった案件 11 件について、入札への参加を辞退した事業者に対し、アンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、調達スケジュールの設定等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。</li> </ul> <p>c 総合評価落札方式の効果的な活用</p> <p>技術的要素の評価を行うことが重要であった「事業報告書等電子報告システム設計・開発業務」他の調達（6 件）は総合評価落札方式により実施し、多額の資金を投資する案件における品質の確保を図ることとした。</p> <p>d 障害者優先調達推進法への取組み等</p> <p>「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を 9 件 1,661 千円行い、「前年度実績（5 件 1,107 千円）を上回る」としていた目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調達に関するガバナンスの徹底を図るため、不祥事の発生の未然防止・再発防止の取組みの一環として、財務省が主催する「会計事務職員契約管理研修」を契約担当者 1 名に受講させた。</li> <li>○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日付厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札（最低価格落札方式）12 件、一般競争入札（総合評価落札方式）6 件、競争性のない随意契約 7 件に係る以下の事項の審議を徹底した。</li> <li>a 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合は、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</li> <li>b 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること</li> <li>○ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、調達等合理化推進委員会にオブザーバーとして監事及び監査室長の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p><b>(参考)</b></p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）等において、独立行政法人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な（又は徹底的な）チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成 20 年 2 月 13 日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組みの推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）において、各独立行政法人は「契約監視委員会」を設置し、調達等合理化計画の策定、自己評価の際の点検及び理事長が定める基準（新たな競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約の事後点検を行うこととされているため、平成 28 年 6 月 20 日に同委員会を開催し、「平成 28 年度調達等合理化計画（案）」</li> </ul>	
----------------------------	----------------------------	----------------------------	---	--

の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	<p>(平成 27 年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む) の事前点検を行うとともに、平成 27 年度に契約を締結した新たな競争性のない随意契約 1 件、2 か年度連続の一者応札・応募案件 3 件について事後点検を行った。</p> <p><b>[点検結果]</b></p> <p>主な意見等としては、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 「平成 27 年度自己評価」及び「平成 28 年度調達等合理化計画（案）」について 「平成 27 年度自己評価」については、様々な取組みを行ったと評価する（「平成 28 年度調達等合理化計画（案）」について、特に意見はなかった）。</li> <li>b 新たな競争性のない随意契約について 調達等合理化推進委員会の中でも価格面等について相当議論を重ね、併せて役員会に諮る等、手続き面でも問題ないと思われる。</li> <li>c 2 か年度連続の一者応札・応募案件について 既存の基幹システムの改修業務であったため、結果的に一者応札・応募となったことは止むを得ないが、システムを抜本的に変更する場合等は、一者応札・応募とならないよう努めること。 外部の C I O 権限官が調達仕様書を作成する場合、不正防止の観点から C I O 権限官と応札する会社との業務上の関係の有無を、調達の都度、確認することを検討してはどうか。</li> </ul> <p><b>[委員の意見等に対する対応]</b></p> <p>委員の意見等に対し、次の対応を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一者応札・応募案件については、今後も引き続き、削減に向けた対策を講じるとともに、調達における C I O 権限官の中立性について、不正防止の観点から対策を検討する。</li> <li>○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、全て実施済みである。</li> <li>○ 「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」（平成 20 年度末に策定）に基づき、平成 28 年度の総合評価落札方式及び企画競争は次のとおり実施した。なお、公募については実施実績がなかった。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 入札公告から提案書提出までの十分な日程の確保       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年度に総合評価落札方式により実施した調達は 6 件であった。そのうち「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成 6 年 3 月 28 日アクション・プログラム実行推進委員会）の対象となった 3 件は、公告から提案書提出期限まで平均 51 日間（原則として 50 日間）を確保した。 残る 3 件は、原則として 10 営業日以上としているところ、業者からのプレゼンテーションに係る期間を考慮し、平均 23 日間を確保した。</li> </ul> </li> <li>b 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価落札方式により調達を実施した 6 件については、いずれも選定基準及び配点を事前に公表した。その結果について、総合評価参加者及び企画競争参加者に対して公開している。</li> </ul> </li> <li>c 選定委員における外部有識者割合の基準の設定       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価落札方式における評価委員の選定にあたっては、透明性を確保するため、外部有識者を含めることを義務付けている。</li> </ul> </li> </ul>
---------------------------	-------------------------	-------------------------	--

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、原則として契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、調達等合理化推進委員会において、契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、C I O補佐官（外部の第三者に委託）の出席を求め、助言を得ている。</li> <li>○ また、調達等合理化推進委員会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。</li> <li>○ 一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、「1者応札・1者応募」に係る改善方策について（平成21年7月24日策定）に基づき、次のとおり改善の取組みを行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。           <p style="margin-left: 2em;">(改善方策の主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告期間を原則として10営業日以上（国における「予算決算及び会計令」等においては10日（暦日）間）とすること。なお、システム保守については複数年契約することとしており、複数年による経費削減効果だけでなく、政府調達協定の対象として長期の公告期間を確保すること</li> <li>・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討したうえ、過度に業務実績等を求めるとはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと</li> </ul> <p>また、より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう、平成28年度に調達を予定する案件について平成28年4月に機構ホームページで公表し、毎月更新を行ったほか、次回調達仕様の検討の参考とするため、入札への参加を辞退した事業者に対し、アンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、機構内の関連部署へ周知している。</p> </li> </ul>	
(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業	(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業	(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記①のとおり、節減することができた。</li> </ul>

<p>務経費は5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見</p>	<p>は5%程度の額を節減する。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す</p>	<p>費の削減への取組を行う。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政</p>			
---	--	--	--	--	--

直すものとすること。	ものとする。 機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとすること。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大さ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水	機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大さ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水	機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組示されたとおり、適切に取組んでいるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構は在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 115.1 と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘案すると、対国家公務員指数は 99.5 となる。</li> <li>○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成 28 年度において以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに平成 29 年 6 月に公表した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 55 歳を超える職員（3 等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給について、国を上回る引下げを引き続き実施（国△1.5%、機構△2.0%）</li> <li>・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成 18 年度以降引上げを行い、平成 28 年度に 20%（東京都特別区の場合）の支給割合となつたが、機構は引き続き 12% に据え置き、抑制を継続</li> <li>・ 管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理職ポストを外れ、本俸△10%とする仕組み）を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図った（平成 26 年度より段階的に対象年齢を引下げ、平成 28 年 4 月から完全実施（対象年齢 55 歳））</li> </ul> </li> <li>○ 平成 28 年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定を実施した。</li> <li>○ ラスパイレス指数の状況  <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>115.1</td> </tr> <tr> <td>地域勘案</td> <td>101.7</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>111.9</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>99.5</td> </tr> </table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数  学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> </li> <li>○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 在勤地が大都市圏であること  比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。（職員の割合…東京都特別区：89.2%、大阪市：10.8%）</li> <li>② 大学卒以上の比率が高いこと  国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は 55.8%（平成 28 年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は 89.2% となっており、学歴構成による差があること。</li> </ul> </li> <li>○ 給与水準の適切性の検証 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 115.1（年齢差勘案）と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は 99.5 となる。</li> <li>・ 国からの財政支出について</li> </ul> </li> </ul>	対国家公務員	115.1	地域勘案	101.7	学歴勘案	111.9	地域・学歴勘案	99.5
対国家公務員	115.1											
地域勘案	101.7											
学歴勘案	111.9											
地域・学歴勘案	99.5											

準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	<p>積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。</p> <p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</p>	<p>国の財政支出額 33,768 百万円の内訳は、運営費交付金 3,056 百万円、社会福祉振興助成事業に係る助成費補助金 608 百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金 26,353 百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金 3,751 百万円である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 累積欠損額 平成 28 年度決算において累積欠損額は発生していない。</li> <li>・ 法人の業績評価 機構は平成 27 年度業務実績について、厚生労働大臣の評価において 16 項目中 2 項目 A (中期目標を上回っている) 評価を受けている。</li> <li>・ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 平成 28 事業年度決算における支出総額 194,099 百万円に対し給与、報酬等支給総額 2,091 百万円であり、その割合は 1.1% 程度である。</li> <li>・ 管理職の割合 機構職員（事務・技術）の管理職の割合は 19.7% となっている。</li> <li>・ 大学卒以上の高学歴者の割合 機構職員（事務・技術）の大卒以上の割合は 89.2% となっている。</li> </ul> <p>○ 法定福利費 425,267 千円（役職員一人当たり 1,476,623 円） ○ 法定外福利費 20,498 千円（役職員一人当たり 71,172 円） (主な法定外福利費の内容)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅関連費用（宿舎の維持管理費等）</li> <li>・ 労働安全衛生法に基づく健康診断費用 (レクリエーションへの支出状況) レクリエーション経費は支出していない。</li> </ul> </p> <p>○ 機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。</p>	
--	---	---	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3—1	財務内容の改善に関する事項							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 728・774				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1－1～1 －4のとおり 2 収支計画 別表2－1～2 －4のとおり 3 資金計画 別表3－1～3 －4のとおり	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点>  ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。  ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。	<主要な業務実績>  ○ 平成28年度においては、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、予算額を上回る自己収入を確保することができた。 ○ 福祉医療機構債券の発行については、発行に係る説明会（アナリスト向け1回、投資家向け1回）及びIR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（30件）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 ○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施し、全ての職員宿舎の売却手続きを完了することができた。  <課題と対応> 特になし。	<評定と根拠> 評定：B ○ 平成28年度においては、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、予算額を上回る自己収入を確保することができた。 ○ 福祉医療機構債券の発行については、発行に係る説明会（アナリスト向け1回、投資家向け1回）及びIR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（30件）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 ○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施し、全ての職員宿舎の売却手続きを完了することができた。  <課題と対応> 特になし。	評定	<評定に至った理由>
1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。  2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 1 1 7 , 4 0 0 百万円	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 1 1 7 , 4 0 0 百万円					

	<p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>		
3 不要資産の国庫納付	<p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>将来にわたり業務を確実に実施する上で必要ななくなったと認められる財産（不</p>	<p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>中期計画に定めた計画に基づき、平成28年度以降に国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東久留米宿舎（東京都東久留米市、</li> </ul>	<p>○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。</p>	<p>○ 宝塚宿舎については、平成28年3月に売却のための一般競争入札を実施し不動産売買契約を締結、5月に落札者に引き渡しを行った。</p>

<p>要財産)を速やかに国庫納付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸建3戸)、小金井宿舎(東京都小金井市、戸建2戸)、玉川宿舎(東京都世田谷区、戸建2戸)、日野宿舎(東京都日野市、戸建5戸)、用賀宿舎(東京都世田谷区、集合住宅1棟)、上大岡宿舎(横浜市港南区、集合住宅1棟)、宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、集合住宅1棟)、千里山宿舎(大阪府吹田市、集合住宅1棟)、高槻宿舎(大阪府高槻市、集合住宅1棟)について、平成25年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。</li> <li>・ 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。</li> </ul> <p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p>	<p>て、土地境界確定測量、不動産鑑定評価等、売却手続きを進め、売却が完了次第、順次金銭納付を行う。</p>	<p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 千里山宿舎及び高槻宿舎については、平成28年9月に一般競争入札を実施し不動産売買契約を締結、10月に落札者に引き渡しを行った。</li> <li>○ 小金井宿舎については、平成28年11月に一般競争入札を実施し、12月に不動産売買契約を締結、平成29年1月に落札者に引き渡しを行った。</li> <li>○ 東久留米宿舎、上大岡宿舎及び宝塚宿舎の引き渡しに伴う売却収入について、収入から売却に要した費用を控除した3.0億円を平成28年10月に国庫納付した。</li> <li>○ 千里山宿舎、高槻宿舎及び小金井宿舎の引き渡しに伴う売却収入について、収入から売却に要した費用を控除した2.7億円を平成29年3月に国庫納付した。</li> <li>○ 日野宿舎については、平成29年3月に一般競争入札を実施し不動産売買契約を締結した。</li> <li>○ 以上により、全ての職員宿舎について売却手続きが完了した。日野宿舎については平成29年度に落札者へ引渡しのうえ、国庫納付予定である。</li> <li>○ 事業の廃止等に伴い不要となる財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。なお、機構の主な財産である職員宿舎については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき手続きを行い、平成28年度をもって全ての職員宿舎について売却手続きが完了した。</li> </ul>		
---	--	--	--	--	--

		<p><b>第8 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全勘定に共通する事項</li> <li>　　業務改善にかかる支出のための原資</li> <li>　　職員の資質向上のための研修等の財源</li> </ul>	<p><b>第8 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全勘定に共通する事項</li> <li>　　業務改善にかかる支出のための原資</li> <li>　　職員の資質向上のための研修等の財源</li> </ul>	<p>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 (具体的取組) 　　1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されが必要な業務を遂行するという</p>	<p>1 決算の状況 平成 28 年度決算においては、一般勘定及び保険勘定において当期総損失を計上したところである。 　　なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <p>2 各勘定における利益の発生要因等 [一般勘定] 　　34 百万円の当期総損失が発生。 　　これは、以下の要因によるものである。 ① 東日本大震災からの復旧・復興のための優遇融資等の実施に伴い、利差(逆ぎや)等が発生したことによるもの(△271 百万円) ② その他（自己財源で取得した固定資産の減価償却費、雑損及び調整スルード収入等）(+238 百万円)</p> <p>[共済勘定] 　　43 百万円の当期総利益が発生。 　　これは、運営費交付金について、収益化基準を平成 28 年度より業務達成基準（管理部門は期間進行基準）とし、前年度以前の運営費交付金債務を含め全額収益化したことによるものである。</p> <p>[保険勘定] 　　152 百万円の当期総損失が発生。 　　これは、以下の要因によるものである。 ① 年金給付額が増加し、支出（年金給</p>	
--	--	---	---	---	---	--

		<p>法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。</p>	<p>付金）が収入（保険金収入及び運用収入）を上回ったことによるもの（△185百万円）</p> <p>② 心身障害者扶養保険責任準備金が減少し、戻入益が発生したことによるもの（+24百万円）</p> <p>③ 運営費交付金について、収益化基準を平成28年度より業務達成基準（管理部門は期間進行基準）とし、前年度以前の運営費交付金債務を含め全額収益化したことによるもの（+8百万円）</p> <p>[年金担保貸付勘定]</p> <p>貸付金利息の減少等に伴い130百万円の経常損失が発生したが、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しにより、損益は均衡している。</p> <p>[労災年金担保貸付勘定]</p> <p>貸付金利息の減少等に伴い3百万円の経常損失が発生したが、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しにより、損益は均衡している。</p> <p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>25,346百万円の当期総利益が発生。</p> <p>これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益は通則法第44条第1項の規定により積立金として整理されたのち、独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとなっているため目的積立金として申請していない。</p> <p>3 繰越欠損金の状況</p> <p>平成28年度決算においては、一般勘定及び保険勘定において繰越欠損金を計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般勘定・・・△4,178百万円</li> </ul> <p>一般勘定（福祉医療貸付事業）については、東日本大震災からの復旧・復興に係る福祉医療貸付の優遇措置を行ったことにより、繰越欠損金が生じている。なお、当該</p>	
--	--	---	--	--

			<p>繰越欠損金については、平成 23 年度補正予算において東日本大震災への対応として措置された政府出資金（142 億円）にて財務基盤の強化が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険勘定・・・△2,969 百万円</li> </ul> <p>保険勘定（心身障害者扶養保険事業）について、平成 20 年 4 月に制度改革を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から厚生労働大臣が指示する運用利回り（2.8%）を確保できなかったことや、年金受給者の増加に伴う年金給付金の増加により、平成 28 年度末時点において繰越欠損金が解消できていない状況である。なお、平成 28 年度末における繰越欠損金については約 30 億円となり、前年度に比べ約 2 億円増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、平成 28 年度より収益化基準を業務達成基準（管理部門は期間進行基準）として、当該年度交付分は全額収益化している。</li> <li>○ 平成 28 年度決算において運営費交付金債務を計上しているのは一般勘定のみであるが、これは平成 27 年度補正予算により措置された社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの整備に係るものであり、業務達成基準により平成 28・29 年度の 2 カ年に渡り収益化する予定である</li> <li>○ 一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発</li> </ul>	
--	--	--	---	--

			<p>策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。</li> <li>■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。</li> </ul>	<p>生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。</li> <li>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等はない。</li> </ul>	
--	--	--	---	---	--

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4－1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 728・774					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B  ○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月2回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「平成28年度重点目標」の指示のほか、「平成27年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。  なお、経営企画会議の協議内容等についてはイントラネット等を通じて全職員に対しても発信され、迅速かつ的確な浸透を図っている。  ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展の総合的支援の一環として、業況注視先の管理を強化するための組織見直しを実施することで、効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図った。  ○ 経営サポートセンターが開催するセミナーに併せて機構業務に係る相談会及び説明会を開催したほか、WAMNET基盤を活用した機構と外部関係者との連絡用掲示板の設置やメール一括配信機能を活用した迅速かつ安全な情報発信を行うなど、業務間で連携した取組みを実施した。  ○ 平成28年熊本地震への対応については、各事業の連携のもと適切に対応し、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、被災地の復旧を支援するとともに、貸付関係部が連携して当該地域における全貸付先(339件)について被災状況の把握に努めるとともに返済猶予に係る周知を行うなど、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図った。	<評定> 評定に至った理由>	
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備  (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備  (1) 事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。  <評価の視点>	<評価の視点>  ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を図るため、業務運営体制の見直しを行っているか。				

		<p>を行う。</p> <p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p> <p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>(2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。</p> <p>(3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</li> <li>○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月2回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「平成28年度重点目標」の指示のほか、「平成27年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。</li> <li>○ 役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内の情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。</li> <li>○ 経営サポートセンターが開催するセミナーに併せ、福祉医療貸付部、情報システム室及び共済部と連携し、融資やWAM NETまたは退職手当共済制度等に係る相談会及び説明会を行った。(相談件数182件)</li> <li>○ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築プロジェクトについて、企画管理部、情報システム室及び経営サポートセンターが連携して構築を進めるとともに、平成29年度からの本格稼働に向けて準備を整えた。</li> <li>○ WAM NET基盤を活用し、以下の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 経営サポート事業に係る連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、経営サポートセンターと外部関係者との各種事務手続きの円滑化を図った。</li> <li>b 経営サポート事業に係る次の調査を円滑かつ効率的に実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人経営動向調査</li> <li>・特別養護老人ホーム「介護人材」アンケート調査</li> <li>・平成28年度診療報酬改定に係るアンケート調査</li> <li>・「保育人材」アンケート調査</li> </ul> </li> <li>c WAM NETのメール一括配信機能を</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	--	--	-----------------------------------

				<p>活用し、各事業における情報を迅速かつ安全に発信することにより、事務の効率化及び利用者サービスの向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉振興助成事業の助成先団体等向けのメールマガジン（19回）</li> <li>・経営サポート事業の経営動向調査モニターに向けたお知らせ等（31回）</li> <li>・退職手当共済事業の電子届出システムの利用者に向けたお知らせ（4回）</li> <li>・福祉医療貸付事業の病院の施設整備動向アンケート調査結果についてのお知らせ（1回）</li> </ul> <p>○ 平成28年熊本地震への対応については、各事業の連携のもと適切に対応し、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、被災地の復旧を支援するとともに、貸付関係部が連携して当該地域における全貸付先（339件）について被災状況の把握に努めるとともに返済猶予に係る周知を行うなど、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図った。</p> <p>○ 経営企画会議等において各業務の実績及び進捗（毎月・四半期毎）並びに業務改善の取組みを機構内で共有し、トップマネジメントによる評価を機構内に周知している。</p> <p>■ 法人の業務改善のための具体的なインシアティブを把握・分析し、評価しているか。</p>	
--	--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4—2	業務管理（リスク管理）の充実							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 728・774				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 業務管理（リスク管理）の充実	2 業務管理（リスク管理）の充実	2 業務管理（リスク管理）の充実	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> ○ 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。 なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとすること。	<主要な業務実績>  ○ 定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行うとともに、平成28年度リスク対応計画に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえた平成29年度リスク対応計画の策定を行った。 ○ 平成28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、機構内コンプライアンスの周知徹底を図るため、役職員向けにeラーニング研修を実施するとともに、当該研修の内容等に関する役職員の理解状況を確認するため、コンプライアンス等に係る理解度チェックを実施した。 また、引き続き、機構内におけるコンプライアンス意識の定着を図るため、平成29年度コンプライアンス・プログラムの策定を行った。 ○ 「災害時における情報システム復旧計画」に基づく災害時を想定したサーバ等機器の稼働確認、外部委託を行っているシステムに係る委託業者との連絡体制の確認等の初動訓練を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を効果的に実施するため、各部署共通及び業務特性に応じた固有のリスクを抽出し評価したほか、信用リスク等管理の課題について監査項目を選定し、監査を実施するとともに、組織及び社会におけるリスク管理の動向や平成28年度内部監査の結果等を踏まえた関連規程等の見直しを行うとともに、平成28年度リスク対応計画に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえた平成29年度リスク対応計画の策定を行い、金融検査マニュアルの各項目に対する機構の対応状況の乖離（ずれ）を確認し、課題を認識するとともに、洗い出された課題についてP D C Aサイクルを通じた分析・評価、改善活動を行った。 また、平成28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、機構内コンプライアンスの周知徹底を目的とした役職員向けeラーニング研修を実施するとともに、当該研修の内容等に関する役職員の理解状況を確認するため、コンプライアンス等に係る理解度チェックを実施した。 ○ 効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築する観点から、ガバナンス委員会における審議機能の一部を移転し、福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に特化した審議等を行うことを目的として信用リスク分科会を設置した。 ○ 各種リスクの管理を含めた品質マネジメントシステムのレビュー（点検）を実施し、機構の品質マネジメントシステムの継続性及び有効性の確認を行った。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を効果的に実施するとともに、組織及び社会におけるリスク管理上の課題を分析・評価したうえで平成29年度内部監査計画を策定するなど、ガバナンスの更なる高度化を推進した。 ○ 業務継続計画との整合性確認及び円滑な	<評定と根拠> 評定：B ○ ガバナンスの更なる高度化を図るために、定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行うとともに、平成28年度リスク対応計画に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえた平成29年度リスク対応計画の策定を行った。 また、平成28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、機構内コンプライアンスの周知徹底を目的とした役職員向けeラーニング研修を実施するとともに、当該研修の内容等に関する役職員の理解状況を確認するため、コンプライアンス等に係る理解度チェックを実施した。 ○ 効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築する観点から、ガバナンス委員会における審議機能の一部を移転し、福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に特化した審議等を行うことを目的として信用リスク分科会を設置した。 ○ 各種リスクの管理を含めた品質マネジメントシステムのレビュー（点検）を実施し、機構の品質マネジメントシステムの継続性及び有効性の確認を行った。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を効果的に実施するとともに、組織及び社会におけるリスク管理上の課題を分析・評価したうえで平成29年度内部監査計画を策定するなど、ガバナンスの更なる高度化を推進した。 ○ 業務継続計画との整合性確認及び円滑な	評定  <評定に至った理由>

	<p>平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>また、顧客保護及び情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A LMシステムを適切に活用するなど、金利リスクの抑制に努めているか。</li> <li>○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。</li> </ul>	<p>まえ、リスク管理上の課題を分析・評価し、平成 29 年度内部監査計画を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築する観点から、ガバナンス委員会における審議機能の一部を移転し、福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に特化した審議等を行うことを目的として信用リスク分科会を設置した。</li> <li>○ 市場リスク及び流動性リスクの管理にあたり、ALM の手法によるマチュリティラダー分析及びデュレーション分析等を定期的に実施した。</li> <li>○ 情報漏洩防止を図るための技術的対策として、個人情報等の機微情報を保存しているオンライン環境において、プリントアウト時の「認証機能」を導入した。</li> <li>○ 厚生労働省所管の独立行政法人等に対する「情報セキュリティ監査（情報セキュリティ自己点検、往査、ペネトレーションテスト、標的型メール訓練）」について、適切に対応した。</li> <p>また、厚生労働省より指示のあった情報資産の棚卸し及びリスク評価について、対象システムとなった退職共済業務処理システムのリスク評価を実施した。 <li>○ サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示（平成 27 年 7 月 22 日付）により「所管の独立行政法人等において、国の監査に準じた形でマネジメント監査やペネトレーションテストの第三者監査を受け入れるよう、所要の準備を講じること」とされたことを踏まえ、当該監査に係る業者選定を行い、監査を受検した。</li> <li>○ サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）の改正に基づく「政府機</li> </p></ul>	<p>復旧作業実施を目的とし、災害時を想定したサーバ等機器の稼働確認、外部委託を行っているシステムに係る委託業者との連絡体制の確認等の初動訓練を、「災害時における情報システム復旧計画」に沿って実施し、災害時における統制機能の検証・確認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部セキュリティ対策の一環としてプリント出力時の「認証機能」を導入し、オンライン環境における情報漏洩防止のための技術的対策を実施したことに加え、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改正（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に伴い、当該基準が独立行政法人におけるサイバーセキュリティ対策の基準と位置付けられたことを受け、当該基準を踏まえた機構情報セキュリティポリシーの改正を行うなど、セキュリティ対策の高度化を図った。</li> </ul> <p>さらに、厚生労働省の情報セキュリティ監査及び国の監査に準じた第三者監査の受検結果を踏まえ、現状のセキュリティレベルの把握ならびに改善点等の洗い出しを行い、平成 29 年度以降に予定される N I S C の監査受検に向けた準備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務改善活動の活性化として、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用するなど、業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図った。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改正（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に伴い、当該基準が独立行政法人におけるサイバーセキュリティ対策の基準と位置付けられたため、機構情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）より、サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人等に対する監査を今後 3 年間で順次行う旨の方針が示され、NISC 主催の勉強会への参加や監査に先立つ事前調査の対応を行った。</li> <li>○ 各種リスクの管理を含めた品質マネジメントシステムのレビュー（点検）を実施し、機構の品質マネジメントシステムの継続性及び有効性の確認を行った。</li> <li>○ 内部監査（書面審査、ヒアリング調査）を実施し、監査結果に基づく報告書を発行のうえ、検出された問題事象及び前年度に検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。</li> <li>○ システムリスク管理の強化を目的として、平成 26 年度に受けたシステムリスク外部監査に係る監査報告書で示された課題について、改善活動をフォローアップした。</li> </ul> <p>○ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るために、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用した。</p> <p>○ 育児休業取得者の円滑な職場復帰支援を目的として、両立支援制度の概要や復帰時の手続き等の説明のほか、復帰後の育児と仕事の両立等について、職場内の育児休業経験者との情報交換を行うための「育児休</p>	
(2) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。	(2) 品質マネジメントシステムの継続的な運用を通じ、ガバナンス態勢とあわせ業務上の課題や顧客からのニーズ等を適切に把握のうえ、改善措置等を講じる。また、リスク管理に重点化した内部監査を実施し、監査結果に基づく改善計画の進捗管理を徹底することにより、事務リスクの抑制を図る。	○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。			
また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。	さらに、業務改革等に向けた職員の自主的な取組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図る。	○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。			

			<p>業取得者の職場復帰支援懇談会」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児や介護と仕事の両立支援を推進し効果的な業務運営を行う観点から、国家公務員の取扱いに準じ、育児休業等に係る職員が養育する子の範囲の拡大や介護休業の請求できる期間の分割、介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しない介護時間（部分休業）の取得等の制度改正を行った。</li> </ul> <p>■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の有効性・効率性 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>また、平成20年10月に経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客様の目線に立ってお客様満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしている。</li> <li>「民間活動応援宣言」については、インターネット内の掲示板及び執務室内の各所に掲示し、全役職員が日々、経営理念を意識した業務運営を行うとともに、「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成21年4月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士気の向上を図っている。</li> <li>さらに、平成28年度から個々人及び組織の「行動の指針」とともに永続する進化を旨とする「機構運営哲学」を掲示している。</li> <li>イ 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等において、「お客さ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
--	--	--	--	--

ま目線と健全性」という 2 つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進するよう指示がなされるなど、機構においては、理事長の指揮、監督のもとで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進している。

ウ 中期目標及び「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、各部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において協議したうえで、中期計画及び年度計画を策定している。

全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。

エ 中期目標及び「民間活動応援宣言」を達成するため、毎年度、経営方針を定め、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を定めている。また、それを達成すべく各課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。

なお、個人の目標にブレークダウンされた取組みについては、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。

オ 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ的確な経営判断を行うとともに、役員連絡会

を開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図っている。

カ 毎年度初めの経営企画会議において、理事長から役員・幹部職員に対して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して周知すると同時に、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。

キ 理事長の指示に基づき、次のとおり各現業部門または管理部門の状況等を取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。

- ・ 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的な業務運営を図っている。
- ・ 内部監査計画により、リスクベースで設定した各部署に対する監査項目に基づき、内部監査（書面審査、ヒアリング調査）を実施し、監査結果に基づく報告書を発行のうえ、検出された問題事象及び前年度に検出された問題事項に関する改善活動をフォローアップした。

また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等をとりまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行っている。

上記の取組みのとおり、理事長の指揮、監督のもとで、機構のミッション（民間活動応援宣言）を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。

○ 財務報告等の信頼性

				<p>会計監査人による監査、監事監査、内部監査、会計検査院による監査などにより信頼性を確保している。</p> <p>○ 法令等の遵守</p> <p>ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため整備している「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」、「独立行政法人福祉医療機構コンプライアンス・マニュアル」等について、適宜、研修等の機会を通じ役職員への周知徹底及び法令等遵守意識の定着の徹底を図っている。</p> <p>イ 個人情報保護を適切に実施する観点から「独立行政法人福祉医療機構顧客情報管理規程」及び「顧客情報保護マニュアル」について研修を行い、役職員への周知徹底等を図るとともに、必要な見直しを行い、併せて、特定個人情報等の管理に係る関係規程等についても必要な整備及び見直しを図っている。また、ガバナンス委員会において個人情報及び特定個人情報の管理状況に係るモニタリングの報告を行うなど、情報保護の重要性を踏まえた対応を図っている。</p>	
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4－3	人事に関する事項							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 728・774				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年 度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報
常勤職員数（計画 値）	期末の常勤職員数を期初の 常勤職員数の 100%以内	—	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	—
常勤職員数（実績 値）	—	83.9%	86.6%	86.6%	86.6%	88.3%	—	—
達成度	—	—	115.5%	115.5%	115.5%	113.3%	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要な事項  通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。  人事に関する事項  (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。  (2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努める。	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。  1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。  (2) 人事評価制度の運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。  1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行うとともに、組織の活性化に向けた取組を進める。  ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。	<主な定量的指標> ① 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。  <その他の指標> なし  <評価の視点>	<主要な業務実績> ① 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成28年度末の常勤職員数は264人（再雇用職員5名を含む）、期初の常勤職員数の88.3%となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：B ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸△10%とする仕組み）を導入するなど、組織の活性化に向けて取り組んだ。 ○ 人事評価制度については、その適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させた。 ○ 研修については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成・専門性の向上に資するため、国の政策動向を踏まえた平成28年度若手職員勉強会年間計画を策定のうえ勉強会を開催（8回）した。また、昨年度に引き続き、係員を対象として機構業務に必要な基礎知識を習得するための基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした研修通信教育（金融業務能力検定）を継続して実施するなど、研修内容の充実を図った。 ○ 人員に関する指標については、平成28年度末の常勤職員数は264人（再雇用職員5名を含む）、期初の常勤職員数の88.3%となり、中期計画を達成することができた。	<課題と対応> 特になし。	評定  <評定に至った理由>

運営に努めるこ と。	<p>③ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 299人 (参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見</p>	<p>③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。</p> <p>また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修や金融業務機能の強化のための研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>平成28年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー（「企画力研修」ほか）、通信教育（「ロジカル・シンキングコース」ほか）及び部署毎における固有能力を習得するための専門研修を実施した。（公開セミナー参加者：22名、通信教育受講者：11名）</li> <li>○ 入社から数年を経過した係員層を対象として、機構業務に必要な独立行政法人の法令や貸付契約等の基礎知識を習得する基礎知識研修を実施するほか、多岐にわたる機構の各事業に係る制度概要や今後の課題等を習得する各業務基礎研修を実施した。</li> <li>○ 国の政策動向を踏まえた平成28年度若手職員勉強会年間計画を策定し、「障害者虐待防止法、障害者差別解消法」に関する勉強会を開催するなど、外部講師等による勉強会を実施した。（実績：8回）</li> <li>○ 金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育（金融業務能力検定）を実施した。（融資コース：14名、財務コース：4名）</li> <li>○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等への研修派遣を継続して実施した。</li> </ul> <p>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</p>		
---------------	--	---	--	--	--

	<p>込み 10,187 百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p><b>2 施設及び設備に関する計画</b> なし</p> <p><b>3 積立金の処分に関する事項</b> 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。</p>				
		<p><b>2 施設及び設備に関する計画</b> なし</p> <p><b>3 積立金の処分に関する事項</b> 前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員の再就職者は、役員・職員ともいない。なお、国家公務員の再就職者が就く嘱託ポストに該当するものは設置していない。</li> </ul>	

			たか。 <input type="radio"/> 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	<input type="radio"/> 該当ポストなし。		
--	--	--	--	--------------------------------	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)